

令和4年裾野市議会6月定例会

各常任委員会

【目次】

6月10日（金）	予算決算委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6月13日（月）	予算決算委員会	総務分科会・総務委員会	3
	市長戦略部	財政課	4
		戦略推進課	17
		渉外課	21
	総務部	行政課	25
		税務課	30
	出納課	・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	環境市民部	危機管理課	40
		コミュニティ課	44
	討論・採決	・・・・・・・・・・・・・・・・	46
6月14日（火）	予算決算委員会	産業建設分科会・産業建設委員会	48
	建設部	ウーブン・シティ周辺整備課	49
		ウーブン・シティ周辺整備推進監付	49
	建設部	建設管理課	52
		建設課	55
		まちづくり課	56
	産業振興部	農林振興課	60
		産業観光課	67
	討論・採決	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
6月15日（水）	予算決算委員会	厚生文教分科会・厚生文教委員会	73
	教育部	生涯学習課	74
		教育総務課	80
	健康福祉部	健康推進課	84
		介護保険課	89
		子育て支援課	91
		こども未来課	93
		総合福祉課	96
	討論・採決	・・・・・・・・・・・・・・・・	106
6月22日（火）	予算決算委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	107

10時25分 開会

○委員長（内藤法子） ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。

はじめに、「第47号議案及び第48号議案について」を議題といたします。

先の本会議において当委員会に付託となりました、第47号議案 令和4年度裾野市一般会計補正予算（第3回）、第48号議案 令和4年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第1回）の2件について、お配りしております「各常任委員会付託一覧表」のとおり総務分科会、厚生文教分科会、産業建設分科会を設置し、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（内藤法子） ご異議なしと認めます。よって本議案2件の審査は、各常任委員会付託一覧表のとおり行うことで決定いたしました。

各分科会の審査は、総務分科会は、6月13日午前9時から。厚生文教分科会は、6月15日午前9時から、産業建設分科会は、6月14日午前9時から行っていただきますようお願いいたします。各分科会での審査に当たっては、質疑の後、討論・採決は行わず、賛否に関する意見がある場合には、それを述べていただくことに留まりますので、よろしくようお願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会を閉会いたします。

10時26分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会・総務委員会

令和4年6月13日（月）
9時00分 開会

○委員長（三富美代子） ただいまから、予算決算委員会 総務分科会 及び総務委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第47号議案 令和4年度裾野市一般補正予算（第3回）の内の関係部分及び本委員会に付託されました、第39号議案裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正することについて、第40号議案裾野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、第42号議案裾野市生涯学習センター条例等の一部を改正することについて、第45号議案裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、第46号議案指定金融機関の指定についての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（三富美代子） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（三富美代子） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

市長戦略部

○委員長（三富美代子） ただいまから、市長戦略部関係の審査に入ります。
市長戦略部長の総括説明を求めます。市長戦略部長。

（市長戦略部長、説明）

○委員長（三富美代子） 総括説明は終わりました。

財政課の審査（第 47 号）

○委員長（三富美代子） はじめに、財政課の審査を行います。第 47 号議案の内の関係部分及び第 42 号議案の審査になります。初めに第 47 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長、説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。

○委員（木村典由） 財政調整基金の話の中で、2 億円ほど多く残るというお話でしたけれど、今回、財政調整基金を 3,570 万 7,000 円繰り入れていることになっております。2 月定例会において財政調整基金の残高を伺ったところ、令和 4 年度末の残高見込みとして 30 億 6,100 万円程度になるという答弁を頂きました。今回の補正を受けて、どのような見込みになっているかということをもう一回お聞かせ頂けますか。

○委員長（三富美代子） 財政課長。

○財政課長 現在の想定見込みとしましては約 30 億円程度を見込んでおります。以上です。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） 裾野市行財政構造改革第 2 期計画において、令和 4 年度の財調残高が 22 億 5,900 万円という見通しが示されています。目標額として 24 億円と示されておりますが、この目標は達成出来る見込みでよろしいでしょうか。

○委員長（三富美代子） 財政課長。

○財政課長 金額につきましては、今後引き続き補正が見込まれております。そうした点を考慮しますと、30 億を下回る可能性がございます。ただ、現時点では目標よりは多く残っている状況です。以上です。

○委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。杉山委員。

- 委員（杉山茂規） 歳入の入湯税のところになります。今回入湯税というところで、15万円なんです。こちらは千人分ということなんだと思うんですけど、市内のどちらのところというか、新規に新たに設置されたということで計上するものでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 須山の、以前、市のキャンプ場がございました。その跡地に新たなグランピング施設がオープンしております。そこで温泉が掘られたということで鉱泉宿泊ということで新たに入湯税を設置するものでございます。以上です。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 判りました。他の既存の施設につきましてはもう既に対象となっているので入湯税が入っているんで、そこだけで良いんですね。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 入湯税につきましては鉱泉、所謂、鉱泉であることで、1日以上という条件がございますので、所謂、日帰り温泉については該当していません。で、市のその他のレジャー施設の中で、所謂、鉱泉、温泉としての宿泊、としての施設については今回が初めてということで。初めてと言いますか、新たに新設ということになります。以上です。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 温泉としての宿泊が初めてだということなんですけれど、既存の今ある施設、ほかの施設の中では、それに見直しをした場合に該当するものはないという解釈でよろしいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 税の詳細につきましては課税の方で回答させていただきます。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 31 ページのコロナ関係の交付金の話です。事業に割り振りしているわけですが、どのようなかたちで割り振りを行ったか、考え方についてお聞かせ下さい。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 コロナの交付金の庁内のアナウンス等については戦略推進課の方で行っています。で、財政の方としましても新規に充てられるものにつきましては充てるように内容を確認しております。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。

- 委員（杉山茂規） 判りました。ありがとうございます。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 33 ページなんですけれども、子ども保育総務費の方に沼津信用金庫様を充てています。これは指定があったのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 新型コロナ対策としてということで載いております。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） その中で割り振ったということで、それは判りました。35 ページなんですけれども、児童福祉機能等集約事業の増に伴う繰入金の増なんですけれども、ここは大幅に繰入金が増えていますけど、詳しく説明していただけますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 今回事業費が増額になるということで、県を通じて補助金等も入っております。それから起債、一般会計予算等のバランスを考慮して基金の繰り入れを行っております。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 児童福祉機能集約事業の内容と言いますか、これって、暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 児童福祉機能集約事業の内訳をお願いします。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 いきいきホームの跡地の利用となっております。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。他にご質疑は。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 入湯税の関係ですけれども、これは目的税なものですから、通常、充当先を先に決めるんだらうと思うんですけれども、一般財源化をして、そのあと用途を明確にするのが一般的なやり方なのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 目的税ですので用途を決めながらやっております。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） ではなくて。先に充当先を決めるべきではないのかなという話ですけど、如何でしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 説明書の4 ページの4 番、一番上に入湯税の用途状況ということで記載の方をさせていただきます。

- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 休憩して下さい。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 他の市町でもそういうやり方をしているのかという質疑です。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 他市でも一般的に行われている事象でございます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 先ほど、財政調整基金の関係で質疑があったんですけど、説明書の2ページのところに、令和4年度末、先ほど答弁があった30億円前後という話だったけれど、そこに数字があるけれど、31億9,580万円という数字が残る予定だということで理解してよろしいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 現時点では31億、この数字が残る予定となっております。これは次の補正とかを加味していない、想定していない現状の数字になりますのでご理解下さい。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） ~~補正を組む予定ということですが、休憩して下さい。~~
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 先ほどの質疑は取り消します。
- 委員長（三富美代子） 他に。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 入湯税のところで伺います。今回新設というかたちになったのは先ほど対象となる施設が出来たから、今回、新設になったということよろしいですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 新設という言葉を使わせていただきましたのは、令和4年度の予算項目として新たに新設したというふうに財政課としてはお答えさせていただきます。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 市税条例の中に目的税で入湯税という記載がありますので、これまでも項目として挙げることは出来たと思いますが、今回この補正で入湯税という項目を造られたのは、先ほど来言った、新しい施設が出来たから今回項目を建てたというかたちですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。

- 財政課長 ご指摘の通りでございます。新たに歳入が見込まれるという状況になったものですから新設いたしました。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 入湯税は目的税で、今回は観光ということでした。入湯税の目的、使用する使途に関しては幾つか項目があったかと思いますが、その中で観光を選ばれた理由ってのは、ありますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 場所も須山。今後施設が増えてくればそういうこともないのですが、基本的に観光PRに使わせて戴くのがよろしいのではないかと考えまして、観光費の方に充てさせていただくとさせていただきます。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 計上は15万円ですけれども、この根拠は何になりますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 1人150円ですので、想定される人数ということで枠どりの方をさせていただきます。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 予算を組むに当たっては、その事業者からの聞き取り調査もされたりしていますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 詳細につきましては税務課の方でお答えして頂きます。
- 委員長（三富美代子） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

財政課の審査（第 42 号）

- 委員長（三富美代子） 次に第 42 号議案の審査になります。財政課長の説明を求めます。
（財政課長 説明）
- 委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 概要書の主な改正内容で、運営主体の別によらず料金の納付が行われるようにするもの。と、これは料金の納付を区別、使用料と利用料金の区別はどのようになっていますか。料金の納付に関して。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 既存の条例が指定管理者に出来るというふうにしておきながら、その後の条文が指定管理者のみとなっておりましたので、納付について誰に出来るのかどうかというところが今回整理する必要がありましたので、利用料金、それから利用料、そういったものを基本的なところから整備の方をさせていただいております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） これから直営で使用料として取る場合は市の方に行って、指定管理者が利用料金として取るものは指定管理者の収入になる、というふうな区別で良いということですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 市直営であっても、指定管理者であっても、どちらになっても料金が取れると、料金を納付していただけるという状態を目指したものでございます。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 取った先の納付の所在というか、使用料として取る場合は市の方に入るんだけど、利用料として取る場合は指定管理者の収入に、そっくりそのままなるという、そういう規定はないという、そういうふうに解釈するんでしょうか。この利用料金というのは。そこはまた別の状況があるということなんですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。

- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 指定管理者との規定の中で、どちらの方法もあり得ると。ただし、基本的には料金に関しての収入に関しては指定管理者の方で収入すると、所謂、指定管理へ出す段階でその辺の取り決めを行っておりますので、その内容によるものになります。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 指定管理者の制度そのものについては色々思うところあるんですが、指定管理者の収入としてしっかり利益というか、それはそれで何か補償していく方が良いと思うんですが、それはあくまで契約の中で決めるもの。ということになっていることなんですね。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 指定管理というのはですね。民間の活力を生かすものでございます。民間の運営努力により収入が増えるのであれば、それは市にとってもメリットがあるものと考えております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 納得できないですが。もう一点。それぞれのところで市長が利用について色々あります。使用許可の取り消しとか、あと、使用の制限とかあるんですが、それぞれの条例の中で文言の統一というのは出来ていないんですけど、これはどういうことなのでしょう。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 市の施設でありますので、条例をベースにしなければなりませんから、それを統一するものであります。それを指定管理に出すというのが出来る規定を今回設けるという意味での統一を計るものであります。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） その場合に使用の制限と使用許可の取り消しというものがセットである、グラウンド条例にも入っているんですね。でも他の条例、体育館条例などでは使用の制限、あと、使用の取り消しとか。その文言自体も統一されていないというのがあるのは、今回はその統一はされなかったということですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 基本的に見れるところは見たというふうに考えております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 裾野市のグラウンド条例、補足資料の中の 68 ページですけ

れども、使用許可の取り消しというのは第7条があります。その7条の中の3のところ、教育委員会が必要と認めたときとあるんですけど、これは全般に言えることなんですけれども、これらが恣意的な運用にならないようにするためにはどのような留意をされたのか伺います。

- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。市長戦略部長。
- 市長戦略部長 岡本委員より恣意的というお話がありましたけれども、そういったことが無いように施設の運用については配慮していきたいと考えております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それに関しては文化センター条例等に統一された方が市民的には判り易いのかなと思います。これは意見として。
- 委員長（三富美代子） よろしいですか。
（「はい」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 他に。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 先ほど料金の納付が行われるようにというご説明があったかと思うんですけど、その質疑のなかで指定管理であれば民間活力によりまして、様々な使用料の増を目指すことも出来るんですけど、この条例の改正によりまして、要は、指定管理者にその利用料が入らないということになると、そもそもその民間活力、頑張って自分たちの収入を増やそうというインセンティブが働かなくなってしまうような気がするんですが、そういった部分の検討はどのような形でされたんでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 議員のご指摘の通り、収入が少なくなった場合、先日のヘルシーパークの件ではないんですが、新たな補填と言う形では、まあ、その辺については協議がされるものと理解しています。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） そもそもスタートの段階で、例えば、業務的に指定管理という業務の中で決められたことを行うのであれば、当然コストは最小になるんですけど、指定管理者にとって。暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 指定管理者が経営努力をして頑張っていくというものの中には、その努力の結果として利用料ということで指定管理者に戻ってくる

からこそ頑張っていくのかなと考えます。今回の条例の提案ですと、その部分が頑張った成果の結果のところは自分のところに帰ってこないよという中から、インセンティブ、努力自身を削いでしまう格好になると思うが、そのところの検討についてお聞かせ下さい。

○委員長（三富美代子） 財政課長。

○財政課長 指定管理との取り決めによるんですが、基本的な考えとしましては収入については指定管理者側の収入というふうに理解しております。で、利用料金、金額を定めておりますので、金額はあくまでも上限でありまして、収入の還元、利用料金を下げるかどうかについては指定管理者の検討になるかと思えます。あくまでも管理者の努力を促しているものでございます。

○委員長（三富美代子） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 条例の中身になっていくんですけども、手続き的な話でちょっと、ざっくりとした形でお聞きしたいと思うんですけど、例えば、実際の申し込みの手続きのことを考えた場合、窓口で申し込みをして署名をして提出して、お金を払って受託になるんだと思うんですが、今回の条例の改正ですと受託後に教育委員会の何かしらの判断がある中で、貸せませんよということになっていくんだと思うんですけど、それは時系列的に申し込みをしてから時期がずれて教育委員会が諮られた際に、そのタイミングで申込者に対して違った判断・・・

○委員長（三富美代子） 杉山委員、簡潔にお願いします。

○委員（杉山茂規） 以上、言いました。お願いします。

○委員長（三富美代子） 財政課長。

○財政課長 使用の許可、承認は、施設の方で確認をしてから承認するものです。授受が行われますので、その際に教育委員会等に相談があれば、市や教育委員会に相談があれば、それぞれの課が、担当課が判断していくことになるかと思えます。

○委員長（三富美代子） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 指定管理者にした場合の利用料金の収受の関係だけれど、これは条例の中に入っているんですよ。指定管理者が収受すると、収受させるものとするということですから。それで良いんですね。

○委員長（三富美代子） 財政課長。

○財政課長 ご指摘の通りでございます。

○委員長（三富美代子） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） このタイミングでこの条例を整理する理由はありますでしょうか。

- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 昨年来より、指定管理者制度の見直しを行っている中で条例等についても今回見直しの方をさせていただいたということでございます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） この改正をすることによって、従来と利用者或いは市民が何か対応の変更をされることはありますでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 市民への対応の変更等はないものと理解しております。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 理解しているじゃなくて、ないですと。はっきり言っていたらただけだと。そういう答弁が適切かなと感じますけど。以上です。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 ないです。
- 委員長（三富美代子） 他に。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 条例何本かを文言の統一ということで改正案が出ていますが、今回これを財政課の方が出している理由ってのはありますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 指定管理者制度、制度自体を所管する部署といたしまして、今回まとめて説明の方をさせていただきます。ただ、施設それぞれの条例につきましては、各施設担当課の方でお答えさせていただければと思います。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 指定管理に関する業務を財政課が担っているためという理由でよろしいですか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 指定管理者制度そのものを所管している、基本的なところを所管していると。で、各施設の指定管理へ出すか出さないか。指定管理者とのやり取りにつきましては各担当課が行っていると。制度所管課としては制度全般を見ているということになります。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回指定管理に関する条例が7本ということなんですけれども、現に指定管理が行われている施設関係の条例改正であります。裾野市保育所条例にも指定管理による管理という項目がありますけれども、この条例改正についてはご検討はされていらっしゃるでしょうか。

- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 今回、保育所条例、それから児童館条例等ですね。指定管理等、施設の条例等を見た中で、保育所条例につきましては、業務の範囲の中に保育所への入所や保育料の徴収、これに関しては含まれていないということから今回の条例改正は行っていません。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 議案の概要書出載いております8ページになりますが、主な改正内容の3ぽつ目、その他、所要の改正を行う。とあります。主なものの所要な改正についてご説明いただけますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 利用ですとか、使用という言葉の使い方。それから承認、それから許可。そういったものの統一を図るものです。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 教育委員会の所管する施設の部分に関して、教育委員会と市との役割の分担というのはどのようにされた条例に統一されたんでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 元々、市の施設の中でも文化センターですとか体育館、グラウンド等につきましては教育委員会の所管施設というふうにされておりますので、その枠で行っております。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 生涯学習センターの条例の中には、例えば、使用に関するものは教育委員会であるとか。料金に関わると市という記載なのかなと思ったんですが、教育委員会が所管する部分と市が、例えばですね、暫時休憩して下さい。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 教育委員会と市との部分の役割の違いはどのようになっていますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 ~~ご指摘の点につきましては、各施設所管課の考えもございまして、その中で各施設が条例等を作っております。その辺につきましては、各施設所管課の方でお答えさせていただければと思います。~~

- 委員長（三富美代子） 暫時休憩します。
- 委員長（三富美代子） 再開します。財政課長。
- 財政課長 只今の発言に関しましては取消しさせていただきます。ご指摘の点に関しましては後日回答の方をさせていただければと思います。
- 委員長（三富美代子） 後日。財政課長、暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。委員会の中でお答えしますということで答弁して下さい。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 委員会の中で回答させていただきます。
- 委員長（三富美代子） 他はよろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で、委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 指定管理者のこの主要な改正の中で承認許可がありましたけれど、指定管理者が出来ることを増やしたのでしょうか。それとも明文化しただけでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 指定管理者、市の別によらず今回文言を整理しておりますので、指定管理者の方で事務が増えるということにはなっておりません。
- 委員長（三富美代子） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 指定管理者が出来ることを増やしたか、否か確認したいのです。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 増やしたものではありません。
- 委員長（三富美代子） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 指定管理者が出来ることのレベルは上がった、下がったという変化はありますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 レベルの変化はございません。
- 委員長（三富美代子） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 制度所管課として、この制度自体で指定管理者が出来ることのレベル感は統一されていますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 只今のご質問の各施設のレベル感につきましては、そこまでは見えていないということになります。
- 委員長（三富美代子） 中村議員。

- 委員外議員（中村純也） 例えば損害賠償のところですけども、ワークプ
ラザの場合だと損害賠償は特別な理由があると認められるときはこの限
りではないとか。体育施設の場合は指定管理者が指定する損害額を払わ
なければならない。とか。ヘルシーパークは一部は払わなくても良い。
とかっていう文言になっていますけど、ここは特段問題視はされていな
いんでしょうか。管理はしていますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 今般、基本的に出来る、出来ない規定のところを直そうという
ところから出発しています。ご指摘いただいた詳細なところにつきまして
は、今後、施設所管課と検討しながら改正の方を行ってまいりたいと考
えております。
- 委員長（三富美代子） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 損害賠償の額なので、なるべく早くその部分は見
直しの実施をして下さい。早く出来ますか。
- 委員長（三富美代子） 財政課長。
- 財政課長 鋭意努力いたします。
- 委員長（三富美代子） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第 42
号議案に関する質疑を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫
時休憩いたします。

10 時 02 分 休憩

戦略推進課の審査（第47号）

○委員長（三富美代子） 再開いたします。次に戦略推進課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案のうちの関係部分の審査になります。戦略推進課長の説明を求めます。戦略推進課長。

（戦略推進課長 説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） タクシー事業者の支援事業ということで、新規で感染症の臨時交付金からということで70万円支給なんですけど、どのような位置づけ、どのような狙いなのでしょうか。

○委員長（三富美代子） 戦略推進課長。

○戦略推進課長 今回の地方創生臨時交付金のうち、今年度に入りまして原油価格物価高騰対応分というものが設定されております。タクシー事業者においては、燃料、これはガスになるのですが、ガソリンと同様に高騰が続いているというところからそちらを、上昇分を補填する考えでおります。

○委員長（三富美代子） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 原油の高騰による影響ということでは、市内タクシー以外にも他の運送サービスを使っているところもあると思うんですけども、そういったものについての対象にするかしないかの検討についてお聞かせ下さい。

○委員長（三富美代子） 戦略推進課長。

○戦略推進課長 今回の補正の時点につきましてはタクシー事業者様からの要望がございましたもので、そちらに対応するものでございます。現段階におきますと、委員の言われる他の運送業界様からも要望書の方をお預かりしている状況です。9月補正の段階ではそちらも対応していきたいと考えております。

○委員長（三富美代子） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 今回は単発というイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長（三富美代子） 戦略推進課長。

○戦略推進課長 現在は単発という考えになります。

○委員長（三富美代子） 他にご質疑はありませんか。賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 同じくタクシー事業者の支援事業補助金について伺います。1事業者について70万円ということでしたが、その算出根拠をお願い致します。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 タクシーの保有台数掛けることの2万5千円という計算になっております。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 2事業者とも同じ70万円ということによろしいですか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 時点によって上下してくるんですが、現在の算定は各々28台というかたちで確認を取っております。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これは国の補助を使うものですが、タクシー事業の支援以外にも使える財源ですよ。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 原油高騰分というかたちになっているもので、タクシー業者さん以外にも使える補助金です。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 先日の新聞で他市の取り組みで、県の補助でタクシーと代行の方の補助が記載されているのを拝見したんですが、県の補助を使う考えは無かったんですか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 県は県独自で1台あたり5万円という制度を創出しております。ですもので、事業者さんが県に申請することによって市のこちらの補助と県の補助を併用できるようなかたちになっています。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 移住・就業支援交付金のところの、具体的には中小企業に就職或いは起業、その辺のところの内容はどうなっているのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 県の移住支援の補助金を市の方で一度お預かりして市の財源、一般財源を足して支出するというものになっております。首都圏ですね。東京23区内、家、通勤又は移住する直近で10年間のうち通算5年以上東京圏に居る方たちが、こちらの裾野市に、実際は静岡県なんですけど、当市が運用する場合は裾野市において就業或いは起業或いは、等という表現をさせていただきましたが、所謂、業務の本社、会社の本社が東京にあるんですがオンライン業務で裾野市内で行うという方たちに対して補助金を支出するもの

でございます。

- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今回具体的に単身の 2 名の方が予定とかということでしたけれど、具体的にはどのような形なんでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 個人情報の部分もございますが、申請予定の方は在宅勤務ですね。会社は東京にありながら裾野市で居住を構えて、その中でオンライン業務をするということをお伺いしております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 31 ページ。新型コロナ地方創生臨時交付金ですが、今、全国で学校の給食費とかを物価高、食材確保の高騰とか、そういうことに対応するための要請みたいなものは無かったんでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 先ほど申し上げましたが、9 月補正に向けてそのような幼稚園、保育園また小学校等の給食の燃料高騰に対して充当するかたちで庁内調整を図っているところでございます。
- 委員長（三富美代子） 他によろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） タクシー事業者支援のところですか。戦略推進課が所管しているということは、この目的は移動手段の確保を維持するためということによろしいですね。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 議員のおっしゃる通りです。
- 委員長（三富美代子） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） タクシー会社が保有している 28 台をこのまま維持して欲しいということの、業者側への意思表示というのはしっかりと伝えるのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 戦略推進課長。
- 戦略推進課長 今回の補助金についてはコロナ対策ということで、国からもエッセンシャルワーカーとしての位置づけとしてタクシー事業者が要望を受けているところです。市民の足を確保するためにこの台数は確保していただきたいという発想で、こちらの交付金を充当していきます。
- 委員長（三富美代子） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） それをしっかりと業者に伝えないと、事業者支援

に、単純に困っているからの、事業としての支援の方に、勘違いと言うとおかしいですけど、そこをちゃんと戦略推進課から伝えるということで間違いないでしょうか。

○委員長（三富美代子） 戦略推進課長。

○戦略推進課長 こちらの方で台数維持の方を必ずしていただくようにお伝えします。

○委員長（三富美代子） 二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） 今のタクシー事業者のところでは、去年のCCCPプロジェクトによる市内事業者には3万円という支援金がありましたけれど、その時もタクシー事業者は保有台数分、他の市内の事業者は3万円がやっぱりこの3万円掛ける保有台数分でありました。今、中村委員がおっしゃっているのとまったく同じなんですけど、ただ確認したいのは今回はタクシー事業者からの要望があったからという、先ほどの説明だったと思うんですが、その辺は間違いないですか。

○委員長（三富美代子） 戦略推進課長。

○戦略推進課長 時点のお話がありますので、答弁させていただいたとおり、現在はほぼ全部の運輸業者様の方から頂いておるところです。タクシー業者様からは静岡県タクシー協会裾野支部ということで4月の12日に要望書の方をお預かりしております。

○委員長（三富美代子） 二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） 説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三富美代子） 要望ですね。他に。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で戦略推進課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

渉外課の審査（第47号）

○委員長（三富美代子） 再開いたします。次に渉外課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案のうちの関係部分の審査になります。渉外課長の説明を求めます。渉外課長。

（渉外課長 説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。木村委員。

○委員（木村典由） 45ページの企業誘致費についてなんですけれど、企業訪問等の増による企業誘致費の増ということで、先ほど説明いただいたんですけども、5万3千円から49万5千円に上がっているんですけど、コロナ禍が落ち着いてくる中で積極的に誘致をしていくというようなお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（三富美代子） 渉外課長。

○渉外課長 その通りでございます。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） その下の使用料及び賃借料なんですけれど、8千円から10万3千円になっているんですが、詳しい内容を教えて頂きたいんですけど。

○委員長（三富美代子） 渉外課長。

○渉外課長 東名高速等の通行料が主なものとなります。

○委員長（三富美代子） 他に質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 県外が結構増えているんですね。旅費が。で、静岡県の東京事務所があるんですけども、そこの情報交換というか、そういうのはどういう風に考えていますか。

○委員長（三富美代子） 渉外課長。

○渉外課長 東京事務所さんとも連携を取っていく予定でいます。暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子） 再開します。渉外課長。

○渉外課長 引き続き東京事務所さんとも連携をとっていく予定であります。

○委員長（三富美代子） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 個別の訪問もあるとは思いますが、東京事務所を通しての訪問は多いのかなと思っていますけど、その辺は如何ですか。

- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 企業誘致の関係につきましては東京事務所さんとも連携を取りながら紹介していただけたところ、又は、紹介してもらうようなかたちで推進していきたいと考えております。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 31 ページの集会場建設事業費なんですけれども、特定防衛施設整備費補助の増というところで、先ほど説明が木材の高騰とか物価の上昇ということでした。負担基準の改定があったということですが、この改定はいつあったんでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 昨年度から対策委員さんとの話し合いながら今年の4月1日から上昇に関するものを考慮して改定しております。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 今年4月の改定というのは毎年見直しされるものでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 前回の見直しが平成21年だったものですから、ここにきて改定の見直しをしております。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 定例的に改定するのではなくって社会事情で改定したということで、大分期間が開いているんですけど、その間に物価とか大分あがったんですけれども、改定というのは平成21年からまったく改定をしてなかったことで理解して良いんですか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 会ではその辺の議論もしながら、ここで改めてというところでございます。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 負担基準を改定したというんですけど、負担基準はどのように改定したのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。渉外課長。
- 渉外課長 市全域を見ながら1.3倍から2倍にかけての上昇をさせて頂きました。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。

- 委員（内藤法子） 伊豆島田地区を建設しているんですけども、それには充分間に合ったということで理解して良いんですね。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 伊豆島田地区のところも考慮しての見直しとさせて頂いております。
- 委員長（三富美代子） 他によろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 集会所の方の関係ですけど、9条交付金の使途としての財源を、ここを変更したということによろしいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 その通りでございます。
- 委員長（三富美代子） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 寄付金を返金するのか減らすのかというところは、どういった部分になるでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。渉外課長。
- 渉外課長 寄付金については減額となりますが、今年事業を実施する伊豆島田区さんに負担が掛からないようなかたちで配慮して交付金の方を使用するようなかたちになりました。
- 委員長（三富美代子） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 以前の議会の時に、負担増にならないような工夫をするんだよねというのを確認させて頂きましたけれど、その部分によろしいですか。この減額は。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 その通りでございます。
- 委員長（三富美代子） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 先ほどの改定の方、基準の改定ですけど今後もしばらく続くことによろしいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 渉外課長。
- 渉外課長 社会情勢を見ながら対策委員さんとも相談しながら改定を考えていきたいと思っております。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で渉外課の質疑を終わります。以上で市長戦略部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時48分 休憩

総務部

- 委員長（三富美代子） 再開いたします。ただいまから、総務部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。
総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、説明）

- 委員長（三富美代子） 総括説明は終わりました。

行政課の審査（第47号）

- 委員長（三富美代子） はじめに、行政課の審査を行います。第47号議案の内の関係部分、第39号議案、第40号議案の審査になります。初めに、第47号議案の内の関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

- 委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 2款1項1目、38ページです。情報公開の事務費ということで、増が見込まれるという説明でした。見込まれことに対しての要因か何かあるのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 現状1件、審査請求が出ておまして、これに既に3回分を消化しております。今後、具体的にはまだ請求が出ておりませんが請求があると思われるものがございますので、10回分について追加で要求している状況でございます。
- 委員長（三富美代子） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 2款1項6目の普通財産管理費のところ、先ほど公文名地先の財産についての売却の運びの説明があったかと思えます。売却が完了して歳入に繋がるタイミングというのはいつ頃か把握してますでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 現状では鑑定を費用を挙げているだけで、具体的に歳入がいつあるかというのは明確ではございませんが、出来れば年度内に売却が諮れば

と思っています。

- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 今の売却の件ですけれども、公文名地先ということですけど、地目は何でしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 地目は宅地で三菱アルミの社宅の付近の都市計画道路の代替地でございます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 広さはどれくらいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 広さは80平米でございます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 鑑定をとってこれから売却をするのだらうけれども、特に80平米だと利用目的云々ということもないんだらうけど、普通に売却することを考えているのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 現状、貸付を行ってしまして、一般競争入札で売却を図れば、その業者も手を上げる可能性もあると考えています。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 審査請求の増ということになっているんですけど、増えている要因、そういうものって何かあるのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 特段、要因等は無いと考えております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 平常の審査請求事業の中での、今回増えたということで特別の何かのものっていうのはないというふうに考えて良いってことですか。
- 委員長（三富美代子） 行政課長。
- 行政課長 そのように考えておりまして特別な理由はないという風に考えております。
- 委員長（三富美代子） 他によろしいですね。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案の

うちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を
終わります。

行政課（第 39 号議案）

○委員長（三富美代子） 次に第 39 号議案の審査になります。行政課長の説明
を求めます。

（行政課長説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありま
せんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） これまでも印刷費と企画費というふうに分かれていたんで
すか。

○委員長（三富美代子） 行政課長。

○行政課長 これにつきましては、以前と変わらず単価のみが変わっておりま
す。

○委員長（三富美代子） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） この場合、企画費というのはどこまでの線引きなんでしょ
うか。

○委員長（三富美代子） 行政課長。

○行政課長 デザインとかそういったものについての費用というふうにかけて
いまして、発注の仕方は一括で、そこまで含めて発注するということになる
かと思っております。

○委員長（三富美代子） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 公職選挙法施行令で公費負担となる項目というのは幾つか
あると思います。その中で裾野市として公費として扱うものの項目というの
は選挙管理委員会の方で決定させるものですか。

○委員長（三富美代子） 行政課長。

○行政課長 選挙管理委員会にも諮りますが、最終的には市が条例で定めると
いうかたちになっています。

○委員長（三富美代子） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回、通常はがき等の改正も公職選挙法の中では行われて

いますが、それらが対象にするとかしないという部分については行政内で協議されるものですか。暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子） 再開します。行政課長。

○行政課長 はがきの負担につきましては直接私共から支出しませんので、郵便局とかとのやり取りになるかと思いますので、条例等の改正はございません。

○委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で、委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第 39 号議案に関する質疑を終わります。

行政課（第 40 号議案）

○委員長（三富美代子） 次に第 40 号議案の審査になります。行政課長の説明を求めます。

（行政課長説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規） 議案の概要書の方で伺います。国会議員の選挙等の等というのは具体的に何を指すものか、お願いします。

○委員長（三富美代子） 行政課長。

○行政課長 これは国会議員だけではなくて、各自治体の選挙についても基準となるということを示されているものになっています。

○委員長（三富美代子） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） ということは、県の選挙なんかもこれの対象で同じ考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（三富美代子） 行政課長。

○行政課長 その通りでございます。

○委員長（三富美代子） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 間違っていたらご指摘願います。国政の選挙ですと財源は国から来ます。市の場合は自分たちでやるものなので、自分たちで決めるの

でいいんですけど、県の場合はどのような形になるのかということ伺いた
いです。暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子） 再開します。行政課長。

○行政課長 この規定につきましては県も選挙ごとに改定を行いますので、額
がずれるということは無いということでございます。

○委員長（三富美代子） 他に質疑は。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 例規の記述に数字は載せないということなんですが、法律
改正にスムーズに対応するためということですが、どれくらいの頻度で法律
改正というのは切っていたんでしょうか。

○委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子） 再開します。行政課長。

○行政課長 この改定の頻度につきましては、不定期となっています。

○委員長（三富美代子） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） これまでの様子を聞いたりして、例規というものに対して、
市民への判り易さという点からは記述した方が良いのかなと思うんですね。
今回のような事務作業の大変さというのは生じるのはしょうがないものだ
というかたちで、市民の判り易さという点で記述ということについてはどの
ように検討されたのでしょうか。

○委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子） 再開します。総務部長。

○総務部長 国の基準ですから、これが一番何かあったときでも正しいかたち
になりますので、この方法がベストだと思って今回の記述による改正を行っ
ております。

○委員長（三富美代子） 他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で、委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑
はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第 40
号議案に関する質疑を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。暫時
休憩します。

11 時 11 分 休憩

税務課の審査（第 47 号）

○委員長（三富美代子） 再開します。次に、税務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。第 47 号議案の内の関係部分の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長、説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。木村委員。

○委員（木村典由） 入湯税についてですが、先ほど財政課からも答弁があったんですけど、現在裾野市で入湯税の徴収対象になる鉱泉浴場というのは何件ぐらいあるか把握されているでしょうか。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 入湯税というのが特別徴収になっておりまして、事業者から申告があつてそこからこちらの方で課税の処理をするというふうなことになっています。平成 12 年度に作ったのは市の方で設置した温泉施設が該当になるということで条例の方は設定いたしました。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） 申告ということなんですけれども、今まで申告されている業者というのは何件ぐらいかわかりますか。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 あくまでも申告が出てこないと把握が出来ない部分もあるんですけど、基本的に今まで申告は無かったです。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） 申告しなければ払わなくて良いというような形になるんでなかなかこちらから調べないと思わないと思うんですけど、例えば、裾野市内に人口温泉とか運び湯というものをやっているところもあるというふうに理解しているんですけど、そういうところからは今後調査をして入湯税の対象にしていくという考えはありますか。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 調査の方は進めていかなければならないというふうに考えております。今年度、科目設置させて頂いたのは事業者側から申し出がありまして新たに設置するということをしていただいて、こちらの方の課税の処理をするという手続きをしておりますので、性善説というのが良いのかどうかわかりま

せんけど、基本的に事業者の方は申告納付を検討してくれているのかなと考えております。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） 申告をしていただいて非常にありがたいことだと思いますけど、1者だけから取る、でも他にもある。温泉と言われるところはあると思うんですけど、今後、市の方で調査をして対象のところについても入湯税を取っていくというお考えはあるのでしょうか。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 今後、近隣の市町も同様なところもあると思いますので、そこら辺は、出来れば足並み揃えた状態で該当の事業者があればこちらの方から話の方を持っていきたいなと考えています。

○委員長（三富美代子） 木村委員。

○委員（木村典由） 先ほど、宿泊施設に関してというお話も出たんですけど、ヘルシーパークは今後、取る、取らない。どちらでいくつもりでしょうか。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 ヘルシーパークはですね、今のところ条例の例規で行きますと免除規定、課税免除の規定の対象となっております。ただ、それは市などの設置した施設であるということが免除の規定の対象となっておりますので、運営自体が変わってくる場合は課税対象になってくるというふうに考えております。

○委員長（三富美代子） 他にありませんか。内藤委員。

○委員（内藤法子） 今回入湯税を新設しました。先ほどの説明の中で須山のダランピング施設が出来たからということでしたけれど、これは遡及効果とかは無いと思うんで、いつから適用してということがありますか。千人分というのは。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 私の方からどこの事業者とは言っておりませんので、そこら辺はまたあとで訂正の方お願いしたいと思います。それで、ご質疑に対しての答弁になりますけれど、基本的に事業が開設されて、そこで入湯されるという風なことになる、その時点からが課税の対象というふうになります。

○委員長（三富美代子） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 先ほどの事業者の名前に関しては取り消しをします。これまでの答弁の中で出ていたものですから。そうすると今後のためにこれは新設したということで、今時点ではそういう状況ではないということですよ。

○委員長（三富美代子） 税務課長。

○税務課長 現在は事業が始まっておりますので、賦課徴収の方をさせてもら

うということで手続きの方を進めております。暫時休憩願います。

- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。他に質疑は。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 入湯税を賦課徴収する起算日というのは4月1日からというふうに考えて良いんですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 開設されて事業が始まった月からということになりますので、5月に開所されておりますので、5月からということになります。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） この新設が遡及すると考えて良いんですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 遡及という言葉があっているかどうか判りませんが、手続き上5月分の入湯税は翌月の15日までに納付していただくことになっておりますので、そこからの賦課徴収の方をさせていただくことになります。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 税を納めてくれる方は、基本的に自己申告で納めて下さるような形になるということの説明でしたが、それで間違いないですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 具体的にこちらの方で何人入ったとかの把握は技術的にも難しいと思いますので、事業者からの申告で納付の方をお願いするようになります。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 地方税法の中ではその経営者とかを条例で指定をしなけりゃいけないと書いてありますが、この方法を採用に当たっては条例を改正する必要性は無いんですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 他市町の手引きなんかを参考にしておりまして、条例ではうたっていないんですけど手続き上は指定をさせていただいておりますので、問題ないと思います。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 条例以外で指定を何かの形で出来ているということですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 はい、そうです。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これはどういった手法で指定は出来ていることですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 手引き上ですと、通知なんかを本来出すんですけど、そこら辺はす

ごく正確かどうか判りませんが、疑問の部分もあるんですが、こちらの方から連絡を差し上げておたくの事業者は入湯税の特徴の事業者になりますというような話をさせて頂いております。

- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これから市内の中で対象になる温泉施設等が出来た場合は、行政側から対象になりますということで指定をするかたちになりますか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 先ほどもちょっと答弁させて頂いたんですが、こういうふうなことというのは当市だけではございませんので、昨年何かも他市町にも状況の確認をしております。出来れば足並みが揃った状況でこちらの方から能動的に進めていければなというふうに考えております。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 課税免除の関係ですけれど、今、市の条例で先ほど来、市それから社会福祉法人を運営するものについては除外ということになっていますが、これは市の条例の改正によっては市が運営するものでも課税をすることは可能ですか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 そこまでちょっとまだ研究はしてなかったものですから、いまのところは考えてないです。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この先は検討課題としては研究されていきますか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 若し必要が出てきた場合については、考えていきます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 市税条例の入湯税の項目があって、ここに135条があるんですけれど、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課するだから、課することが出来るんじゃないかと、課するわけですか。その課することに関して税務サイドが積極的に関与していく必要があるのかなという気がしているんですけど、如何でしょうか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 勝又委員のおっしゃるとおり、積極的な部分というのは必要になると思いますので考えていきます。
- 委員長（三富美代子） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） この中で入湯税を課する事業者が、要するに、徴収する人が特別徴収者になるんだけど、先ほど来、ちょっと休憩して下さい。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。

- 委員長（三富美代子） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） そうすると課するという意味合いについては税務サイドも積極的に関与していくということによろしいでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 税務課長。
- 税務課長 はい、そのようにしたいと思っています。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。次の分科会外委員の質疑はありませんでしょうか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 47 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 47 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で第 47 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。以上で総務部関係の質疑を終わります。暫時休憩します。

11 時 28 分 休憩

出納課の審査（第46号）

○委員長（三富美代子） 再開いたします。只今から出納課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第46号議案の審査になります。会計管理者の説明を求めます。会計管理者。

（会計管理者、説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。内藤委員。

○委員（内藤法子） 各金融機関から見積を求めてということなんですけど、この各金融機関の対象は何社でしょうか。

○委員長（三富美代子） 会計管理者。

○会計管理者 見積もりを求めたところは4社になります。うち1社は辞退という結果出ございます。

○委員長（三富美代子） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 金融機関には例えば信用金庫とか農協とか金融機関とよばれるものがありますが、そういうところは対象外なんですか。

○委員長（三富美代子） 会計管理者。

○会計管理者 今回に関しましては指定金融機関としてやっていただける銀行さんとか信用金庫さんにお話をさせて頂いた中で手を挙げて頂いた銀行が4社ということで、その内訳なんですけれど、実際に見積もりを提出されたのは3社ということで、スルガ銀行、静岡銀行、三島信用金庫の3行になります。

○委員長（三富美代子） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 手を挙げたところとやっていける金融機関とに数にきつと差があると思うんですけど、この差は何処で出てくるんでしょうか。手を挙げた金融機関と。やっていける金融機関は何社あるんでしょうか。すみません。

○委員長（三富美代子） 会計管理者。

○会計管理者 最終的に指定金融機関として受けて頂けるところが当初は4社ありましたということです。ですので、銀行によって市役所の方に派出所として派遣できる態勢とか、そういった部分で銀行さんの方がお考えになったのかなというふうに考えております。結果として応募したのは3社ということになっております。

○委員長（三富美代子） 内藤委員。

- 委員（内藤法子） 金融機関側の事情ということは今の説明で良くわかりました。で、それで最低価格のところを選定するとしたということですが、このやり方というのはこれからも指定した後3年間のあとも、また最低価格というやり方をこれからもしていくのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 会計管理者。
- 会計管理者 3年後につきましては又その時の状況によりましてまたどういうふうにするかということは決めていきたいと考えております。現在、派出の手数料につきましては全国的に過渡期の状況でございます。裾野市の場合にはたまたまというか競争見積もりでしたけれど、色々な案があるかと聞いていますので3年後につきましてはまたその時の一番ベストな選定の仕方について選定していきたいと思っております。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 値上げの額というものは、どれくらいのものだったのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。会計管理者。
- 会計管理者 今までの派遣手数料というのは、税抜きで100万円です。年額で100万円です。要望額としましては最高300万円から、200万円くらいの幅での要求となっております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 債務負担行為で出ているのが455万6千円というこの額というのはどのような内容の設定なのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 会計管理者。
- 会計管理者 これにつきましては既に債務負担を設定させていただいてますけれど、この金額につきましては競争見積もりをやった結果について提出させて頂いておりますので、今回、スルガ銀行の金額となっております、具体的には税抜きになりますけれど、年額として183万7,500円でございます。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 窓口の必要なコストというのは1件につき今幾らというふうになっているのでしょうか。
- 委員長（三富美代子） 会計管理者。
- 会計管理者 収納に関しましては無料になっております。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 市民課でやっているコンビニの収納の手数料って、1件117円ぐらいのものだと思うんですけど、この点についてはどのように捉えら

- れているのでしょうか。今の無料という部分。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。議案の内容からはちょっと離れてしまっていますので、また聞き直して頂いてよろしいでしょうか。
 - 委員長（三富美代子） 岡本委員。
 - 委員（岡本和枝） 全国的に問題になっていると思うんですけど、適正な費用負担。市の適正な費用負担というのはどのように考えられますか。入札とか何とかで設定された金額で債務負担行為が設定されているんですけど。本来、事業者が値上げを求めるような中で適正な金額とはどのように捉えられていますか。
 - 委員長（三富美代子） 会計管理者。
 - 会計管理者 コストにつきましては、基本的に各金融機関の方での積算というふうに認識しております。その結果が見積もり書に出ているのかなというふうに考えてございます。
 - 委員長（三富美代子） 岡本委員。
 - 委員（岡本和枝） それらを含んで改善の方向みたいな部分はあるのでしょうか。改善というか、事業者の採算性とか、その辺の改善みたいな部分を市の方でも考えていらっしゃるのでしょうか。
 - 委員長（三富美代子） 会計管理者。
 - 会計管理者 市の方では特に考えてはいません。基本的に係るコストについては金融機関の窓口になりますので、そちらの方で各金融機関ごとに弾き出したコストに基づくものというふうに認識しております。
 - 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。賀茂委員。
 - 委員（賀茂博美） 債務負担行為を組まれているということなんですけれど、令和4年度の一般会計当初予算で組んだ債務負担行為は、令和5年から令和7年までの記載になっています。今回令和4年度中の指定金融機関の変更になりますけれど、これは特に問題はないんですか。
 - 委員長（三富美代子） 会計管理者。
 - 会計管理者 4年度につきましては当初予算で計上させていただいておりますので、5年度以降の債務負担の設定というふうに理解しております。
 - 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
 - 委員（賀茂博美） 先ほど年額についてご説明頂きましたけれど、この金額も債務負担行為の金額の変更がなくて大丈夫ですか。暫時休憩して下さい。
 - 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
 - 委員長（三富美代子） 再開します。会計管理者。
 - 会計管理者 計上しました債務負担行為につきましての金額の変更はございません。

- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。次の委員外議員の質疑はありませんでしょうか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で委員外議員の質疑を終わります。
- 委員長（三富美代子） 以上で第46号議案に関する質疑を終わります。以上で出納課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時46分 休憩

財政課の答弁洩れ、訂正

- 委員長（三富美代子） 再開いたします。財政課長より発言の訂正について申し出がありましたので、これを許します。財政課長。
- 財政課長 第 42 号議案につきまして発言の訂正、質疑の説明を頂きます。指定管理者における利用料金の収受につきまして発言の訂正をお願い致します。指定管理者が管理する施設における利用料金の収受につきまして、指定管理者との協定により決定すると答弁いたしました。が、条例により当該指定管理者の収入として収受させることとなります。と発言の訂正をお願い致します。続きまして、生涯学習センター条例、市民文化センター条例など教育委員会が所管する施設の条例における条例上の市と教育委員会との役割についてルールがあるのか。との質疑に対しまして答弁致します。基本的な行政処分に関する事項は教育委員会の権限となりますが、予算執行権限につきましては、地方自治法上、市長部局の権限となることから、使用料収入、委託料の支出などは市と整理しております。なお、今回の改定を提案いたしました各条例につきましては、今後も必要な条例の改定を行ってまいりますのでよろしくお願い致します。
- 委員長（三富美代子） 財政課長の説明は終わりました。委員の皆さまよろしいでしょうか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で発言の訂正について を終わります。暫時休憩いたします。

環境市民部

- 委員長（三富美代子） 再開いたします。ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、説明）

- 委員長（三富美代子） 総括説明は終わりました。

危機管理課の審査（第 47 号）

- 委員長（三富美代子） はじめに危機管理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 47 号議案の内の関係部分及び第 45 号議案の審査になります。初めに第 47 号議案の内の関係部分の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長、説明）

- 委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 39 ページ、コミュニティ助成事業補助金なんですが、3 区を選定されたと、その選定された経緯は。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 昨年度の夏にこういう助成金があることの紹介をしました。これに対して申請をするという区が 3 区ありまして、その 3 区につきましてすべてを申請の手続きをさせてもらったということになります。
- 委員長（三富美代子） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 全部の区に対して広報したところ 3 区しか手が挙がらなかったから、それを全部適用したということで理解してよろしいんですね。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 その通りでございます。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回助成を受ける主なものはどういったものがありますか。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 主なものは、防災の資機材というかたちになっております。発

電機であつたりとか、テント、リヤカーとかAEDなどが申請に挙がっております。

- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありませんか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。次の分科会外委員の質疑はありませんでしょうか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。
- 委員長（三富美代子） 以上で47号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 分科会外委員の賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

危機管理課の審査（第45号）

- 委員長（三富美代子） 次に第45号議案の審査となります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長 説明）

- 委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 改正内容を受けて経過措置、これの説明をお願いします。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 こちらについては4月1日からの適用になりますけれど、その前にこの条件でもった部分については、それはそのままというかたちというものの経過措置になります。
- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 文言を削除しますが制度そのものは以前と同じように担保することが出来るということの内容になっているんですか。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 4月1日以降は、これは該当はないということになります。

- 委員長（三富美代子） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 条例の中で削除だけにあるのですが、附則みたいなかたちで経過措置というのを入れる必要性というのではないのでしょうか。
（「暫時休憩願います。」の声あり。）
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。危機管理課長。
- 危機管理課長 4月1日からということで、その部分についての記載はないということになります。
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） ~~条例の中で文言を削除してしまうと経緯そのものがどこにも判らない状況になっちゃうんですが、附則として載せておく方が丁寧ではないかと思うんですが、必要性はないという判断でしょうか。~~
- 委員長（三富美代子） 暫時休憩いたします。
- 委員長（三富美代子） 再開します。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今の質疑、取り消します。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はございませんか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 行政側で今回削除する部分、年金受給権を担保としての貸付を実際されているかたはいらっしゃるとかの情報は行政側で把握は出来ているんですか。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 その辺の部分は把握していません。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回の条例改正によって影響はどのように出るとかという部分についても把握は特にされていないということですか。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 その辺のところは確認は取っていません。
- 委員長（三富美代子） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これまでもこの受給権を担保にしたいというご相談等も特になかったということですか。
- 委員長（三富美代子） 危機管理課長。
- 危機管理課長 相談を受けたことはありません。
- 委員長（三富美代子） 他に質疑はありますか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

- 委員長（三富美代子） 以上で委員外議員の質疑を終わります。
- 委員長（三富美代子） 以上で45号議案に関する質疑を終わります。以上で危機管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時29分 休憩

コミュニティ課の審査（第 47 号）

○委員長（三富美代子） 再開します。次に、コミュニティ課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 47 号議案の内の関係部分の審査になります。コミュニティ課長の説明を求めます。コミュニティ課長。

（コミュニティ課長、説明）

○委員長（三富美代子） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 47 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 分科会外委員の賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上でコミュニティ課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時46分 再開

○委員長（三富美代子） 再開いたします。以上で予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

13時46分 休憩

（協議の結果、自由討議は行わないことに決定した。）

討論・採決

○委員長（三富美代子） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました、第 39 号議案 裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 39 号議案 裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、第 40 号議案裾野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 40 号議案裾野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、第 45 号議案裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 45 号議案裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、第46号議案指定金融機関の指定について の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第46号議案指定金融機関の指定について を原案のとおり決定することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(三富美代子) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては来る6月21日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る6月23日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

13時52分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会・産業建設委員会

令和4年6月14日（火）

9時00分 開会

○委員長（二ノ宮善明） ただいまから、予算決算委員会 産業建設分科会及び産業建設委員会を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第47号議案 令和4年度裾野市一般会計補正予算（第3回）の内の関係部分、第48号議案 令和4年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第1回）、及び本委員会に付託されました、第41号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて、第44号議案 裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（二ノ宮善明） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（二ノ宮善明） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

建設部

○委員長（二ノ宮善明） ただいまから、建設部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

（建設部長の説明）

○委員長（二ノ宮善明） 総括説明は終わりました。

ウーブン・シティ周辺整備課

ウーブン・シティ周辺整備監付の審査（第48号）

○委員長（二ノ宮善明） はじめに、ウーブン・シティ周辺整備課及びウーブン・シティ周辺整備推進監付の審査を行います。第48号議案の審査になります。建設部部参事の説明を求めます。建設部部参事。

（建設部部参事の説明）

○委員長（二ノ宮善明） 次にウーブン・シティ周辺整備推進監の説明を求めます。ウーブン・シティ周辺整備推進監。

（整備推進監の説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 今回、企業版ふるさと納税ということで寄附者が挙げられていますけれども、市からの働きかけによるものなのか、それとも企業側からの申し出によるものなのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設部部参事。

○建設部部参事 両方ございます。企業様自らがご寄附戴いた部分、それから市からの働きかけによりましてご寄附に賛同していただいたもの。両方あるというふうに解釈しております。

○委員長（二ノ宮善明） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 企業側から寄附の申し出があったときに何か要望とか、市とこうしていきたいとか、そのような声掛けというんですか、そういったものはあったのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 市長戦略部長。

- 市長戦略部長 企業様からは岩波駅周辺整備についてご寄附を賜っておりますので、そちらについて有効に使うて欲しいということでご寄附を頂いているところがございます。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。中村委員。
- 委員（中村純也） 県外旅費の必要性を教えてください。
- 委員長（二ノ宮善明） 推進監。
- 推進監 ウーブン・アルファの日本橋オフィスの中でも開発の製品だとか、取り組んでいるウーブン・シティ全体の取り組みだとか、そういったものが日本橋オフィスで視察が出来るのが一つの利点だというふうに考えております。裾野市の現場の視察だとかもウーブンアルファ側と連携しながらやっていただいておりますが、やはり一部の業務ではより取り組みへの理解をしていただいた方が、やはり市としてももっと連携を作るアイデアが沸いたりするのではないかとこのように考えておりました、日本橋オフィスの視察を考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） この視察を行う人は誰ですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 推進監。
- 推進監 まだ決まっていません。なぜかと言いますと先方のニーズを確認しなけりゃいけないというところと、やはり私自身が庁内のどういう業務が視察させた方が一番連携が良くなるかだとか、業務の中身を見ながら考えていきたいというふうに考えております。予算につきましてはニーズが出てきたときに、やはり出来るように、考えとしては3名程度、2か月に一遍ぐらい行けるようなかたちで考えていまして、やはり公共交通、人数が増えてきますとやはり公共交通で行くのも難しくなるものですから、そういったことを考えて車での移動、そういう意味での予算をとらせていただいております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 視察によって得る情報というのをどの場で共有していくのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 推進監。
- 推進監 庁内で情報を共有させていただきます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 今回補正で出てきていますけど、当初からそれは考えてなくて、ぽっと出てきた考えなのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 推進監。
- 推進監 4月の機構改変でこういうかたちを、何をするかという、私のところで何を考えていくかというところを考えたいので、こういうこともやってい

くのが市の取り組みにも繋がるのではないかというふうに考えて今回補正を挙げさせていただいたということでございます。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 需用費なんかは当初から必要だったもの、若しくは賃借料も必要だったと思いますけど、これの補正の理由は何ですか。

○委員長（二ノ宮善明） 推進監。

○推進監 監付のメンバーが兼務で二人居るかたちになります。先ほど言いましたように今回の視察の件だとか、他にも業務を膨らましていくとか、若しくは、庁内の中でも連携するメンバーが出てくるかというところが正直増えていくことを考えております。そういうことを考えていくと増えたときに情報の連携だとか、そういう意味で予算としては必要だというふうに考えて今回予算を補正させて頂いた次第でございます。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 実務として必要な状況ではないけれど、予算上確保しておきたいというところでよろしいですか。執行はまだ確約されてないということでもよろしいですか。

○委員長（二ノ宮善明） 推進監。

○推進監 そのとおりでございます。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第 48 号議案に関する質疑を終わります。これより、第 48 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で、第 48 号議案に関する意見を終わります。以上でウーブン・シティ周辺整備課及びウーブン・シティ周辺整備推進監付の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 17 分 休憩

建設管理課の審査（第47号）

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。次に、建設管理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。

（建設管理課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。中村委員。

○委員（中村純也） 47ページ、工事請負費です。大比羅橋。補助対象を減額するということですが、当初予算上、安全を最優先ということでの当初予算だったと思いますけど、この安全性はどういうふうになりますか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 国庫補助金の方が減額されたという事実を踏まえまして、今年度、我々の方のやらなければいけない事業に優先順位を付けまして行った結果、工事費の減額を決めたというかたちになります。ただ、橋梁についての健全度はそれほど悪くはない橋梁の補修を見込んでいたものですから、一部分の補修を見送るというかたちで考えております。

○委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

○委員（中村純也） 整理しますが、当初予算で挙げていた橋梁の安全性の一番優先度が低いもののうち一部を施工しないことですか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 優先順位を付けた中で劣化が一番軽い橋梁を優先順位を下げておりますので、その中で部分的に補修出来ないところは発生するんですけど、その部分を補修しない形になります。ただ、安全性は確保されておりますので大丈夫だと思います。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 今回補助が難しいということで、今後ですけど、来年度ということになるんですか。それとも復活というのはあるのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 現在優先順位1番の橋梁の発注を進めております。もうすぐ入札行為が行われるのですが、その中で差金、入札差金の方が発生したりとか、そういった場合には組み換えをしなければいけないというふうに

考えております。

○委員長（二ノ宮善明） 増田委員。

○委員（増田祐二） 44、45 ページのところですか。先ほどご説明頂きました佐野茶と平松深良の標識の件です。やっていただいて有難いところなんですけど、これは専決にしなかったという、予算上の措置を補正で対応する、先に使っておいて補正で対応するという事は、どういった協議があったんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 財政当局とも相談しまして、市長自ら行って頂いた要望に関して、まずは急いでやったほうが良いであろうということの判断の中で、まずはお金があるものですから、年度当初ですから、それを使ってかかったものについては補正をとということで協議の方をさせて頂きました。

○委員長（二ノ宮善明） 増田委員。

○委員（増田祐二） 今年度の工事には影響がないような状況になっている認識で良いですか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 そのように考えております。

○委員長（二ノ宮善明） 増田委員。

○委員（増田祐二） 46、47 の地籍調査の方です。8 款 2 項 5 目、県の補助金の内示が上がったということで、これでやるエリアとかに対する影響はどのようになりますか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 今年度深良の一部と岩波の市街化区域を想定しておりました。その中で補助金が増えたことによりまして岩波の 246 周辺。黄瀬川と国道 246 の間の部分が一部ちょっと出来ない予定ではいたんですけど、その部分が補完できるようになりました。

○委員長（二ノ宮善明） 増田委員。

○委員（増田祐二） 市街化区域の対象につきましては、ほぼ終わるようになりますか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設管理課長。

○建設管理課長 そうです。

○委員長（二ノ宮善明） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する質疑を

終わります。これより、第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（二ノ宮善明） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 29 分 休憩

9時30分 再開

建設課の審査（第47号）

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。次に、建設課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。

（建設課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 国の方の補助金が減ったということで、当初予定していた区間がどれくらい縮まるのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設課長。

○建設課長 当初250m、これを公文名交差点から起点に250mを予定していました。減額に伴い195mの予定となっております。

○委員長（二ノ宮善明） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 判り易く、どこからどこまでというのを。公文名交差点からどっち方面で、大体どの辺までというのは判りますか。

○委員長（二ノ宮善明） 建設課長。

○建設課長 公文名交差点、第1クリニックさんがあると思いますが、こちらの交差点から195m。凡そ石舟橋の手前になるかと思っています。

○委員長（二ノ宮善明） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9時34分 休憩

まちづくり課の審査（第47号）

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。次に、まちづくり課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内の関係部分、第41号議案及び第44号議案の審査になります。はじめに、第47号議案の内の関係部分の審査を行います。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。土屋委員。

○分科会外委員（土屋秀明） 建設部の他の課の国庫補助事業の内示で、ほとんど減額ですけれども、区画整理事業については増額ですけれども、これは何か特別に働きかけをした結果なのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 特に働きかけというのはございませんけれども、想定していた内示率よりも今年度の内示率が良かったということになります。

○委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。

○分科会外委員（土屋秀明） ということは、国というか県の部署が裾野市の区画整理事業を更にもっと重点的に推進するよという考え方で内示の率が良かったというふうに考えて良いのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 そのように考えてよろしいかと思えます。

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

まちづくり課の審査（第 41 号）

○委員長（二ノ宮善明） 次に第 41 号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 今回、既存の住宅に応用するという事なんですけれども、これは中古物件という解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 新築ではない、増改築が無いということになりますが、元々長期優良住宅に認定できるような設備だったものが増改築を伴わなくても出来るというところです。

○委員長（二ノ宮善明） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 裾野市内ではそのような対象物件はどの程度あると認識していますか。

○まちづくり課長 暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。まちづくり課長。

○まちづくり課長 件数の方は把握しておりません。

○委員長（二ノ宮善明） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 対象となるためには、維持保全に関する計画を作成しなければならないということなんですけれども、既存の住宅でもそういうようなかたちで、今後の計画、保守とかの計画を求めていくような、そういったことになるのでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 おっしゃるとおり、今回、維持保全計画のみで認定が可能になります。ただ、この認定の計画には建築士等による現況検査の実施の上で計画を作成することになりますので、この内容ですけれども、住宅の構造及び設備が長期使用構造であること。維持保全が 30 年以上あること。などが要件になっております。

○委員長（二ノ宮善明） 勝又委員。

○委員（勝又豊） この資格を習得するためには結構経費が掛かると思うんですけれども、認定されることによるメリットというのはどんなことが考えられますか。

- 委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。
- まちづくり課長 認定されることにより、長期優良住宅になりますので、各種税制の恩典が受けられます。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ありませんか。中村委員。
- 委員（中村純也） 概要書の部分ですけれど、手数料条例との改正内容の中に、増築と同じ認定手数料と同額という項目と、人件費の単価の改定に伴う金額の改定。とこうありますけど、それぞれ別で、どういう状況か教えて下さい。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。まちづくり課長。
- まちづくり課長 今回の手数料の改正の方は、新設ということになります。新設の手数をどういったかたちにするかというのはというところ、増築と同じものを採用しています。ただ、単価が下がっているのは人件費が下がっているというところになります。
- まちづくり課長 その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
- まちづくり課長 委員外議員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- まちづくり課長 以上で第 41 号議案に関する質疑を終わります。

まちづくり課の審査（第 44 号）

- 委員長（二ノ宮善明） 次に第 44 号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 7月1日からは県条例の方が厳しくなるということですが、罰則等、その辺厳しくなる内容というのを、市の条例よりも厳しくなるところはどんなところかを教えて下さい。
- 委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。
- まちづくり課長 現行の方ですけれども、県のほうの罰則内容です。県は措置命令、停止命令違反で 20 万円以下の罰金。市の方は無許可施工、原状回復の命令違反、改善命令違反で 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。それが、7月1日からは県の罰則内容は土砂の基準違反、無許可施工での盛土、

停止の命令、土壌汚染の除去命令で2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということになります。

○委員長（二ノ宮善明） その他は。中村委員。

○委員（中村純也） 今回、届出部分も切土行為ということで出るということでしたけれど、この切土の部分も7月1日からの罰則上は市よりも罰則が県の方が上がるんですか。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 今回、届出の部分は切土ということになりますけれど、切土の方はそのまま県の条例ということになりますので、罰則の内容は県はそのままということになります。

○委員長（二ノ宮善明） その他は。中村委員。

○委員（中村純也） 切土行為を切り分けて対象とするための条例改正ということではよろしかったですね。

○委員長（二ノ宮善明） まちづくり課長。

○まちづくり課長 そのとおりとなります。

○委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で第44号議案に関する質疑を終わります。以上でまちづくり課の質疑を終わります。以上で建設部に関する質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時54分 休憩

産業振興部

○委員長（二ノ宮善明） ただいまから、産業振興部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。産業振興部長の総括説明を求めます。産業振興部長。

（産業振興部長の説明）

○委員長（二ノ宮善明） 総括説明は終わりました。

農林振興課の審査（第47号）

○委員長（二ノ宮善明） はじめに、農林振興課の審査を行います。第47号議案の内の関係部分の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長

（農林振興課長の説明）

○委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 43ページ。美しい森林づくり基盤整備交付金を林業費の何に充てるんでしたっけ。市単間伐事業でよろしいんですか。

○委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。

○農林振興課長 間伐事業を行います。

○委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。

○委員（土屋主久） それは市単独の間伐事業ということですよ。質問ですけど、裾野市ってカーボンニュートラルで宣言しましたよね。本来でいけば、出来ることっていうと、間伐面積を増やすこと。その辺は考えなかったんですか。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。

○農林振興課長 今回の補正は歳出に新たな予算を計上せずに財源振替を行うものでございますので、単費分を他の間伐にということはいたしません。休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。

○委員長（二ノ宮善明） 再開します。土屋委員。

- 委員（土屋主久） 本来市単独間伐事業となると、単費でやりますよという事業ですよ。で、そこに持ってくるのではなくて、国のそういう補助事業があるんだったら、それは美しい森づくりという、そういう間伐事業を、例えば設けて面積を増やすとかという、本来であったらカーボンニュートラルを宣言した以上は、僕はそちらへ向くのが本来かなと思うんですよ。それはどう思いますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 特定間伐等促進計画というのを昨年の11月に策定しました。この計画に沿って事業を進めるところで考えておりますので、ご理解いただけたらというふうに思っているところでございます。そこに今回国のお金を入れこむことができたというところでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 聞き方を変えます。確か、切り捨て間伐が多いと、前の委員会の時に聞いているんですけども、この事業費を、補助金を導入することによってそれを搬出、出荷というそっちの方にお金が向いていくかどうか。量が増えるかどうか、要するに搬出、市場に出荷とかそういうもの、材が増えるかどうか。そここのところをお聞きしたい。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 今回の事業については切り捨て間伐ということになります。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） カーボンニュートラルの宣言をしたわけですよ。そうすると、農林振興課で取り組みが出来るカーボンニュートラルの施策事業はどんなものがあるかということで、真剣に考えていかないと進まないですよ。何も。これは意見ですけど、しっかり考えて下さい。以上です。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 市単独の間伐事業というお話がありましたが、市単の間伐、確か200万円弱くらいついているんだと思うんですけど、そちらに足すという事でよろしいのですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 はい。おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） そうしますと、今まで行っている譲与税を使つての間伐と

それから市単の間伐の部分というのは、市単の間伐って今まで希望される方から声をいただいて、そこを間伐していたと思うんですけど、そういう形の間伐になるということですか。

- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 希望を聞きながら計画区域を設定して事業実施していくというかたちになります。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） これ委託だと思うんですけど、委託先はどちらになるのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 こちら補助金で支出というかたちになります。裾野市森林整備事業費補助金交付要綱に従った補助金で、裾野市森林組合の方に補助を出すかたちになります。
- 委員長（二ノ宮善明） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 森林譲与税を使つての森林間伐も森林組合さんの方をお願いをしていると思うんですけど、そうすると森林組合さんはそこを切り分けたかたちで事業を実施していくということによろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 はい。おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 美しい森林づくり基盤整備の交付金のことをお聞きしたいんですけど。私がちょっと調べたところだと、補助率2分の1というようなことを挙げられたものがあるのですけれども、その辺ちょっとどのようなものなのかというのを教えていただければと。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 こちらは2分の1でございます。私共の方で令和4年度から12年度までの9年間の事業を策定しまして、総事業費1億6,767万円の2分の1、8,383万5千円ということで採択されております。この金額の中で毎年交付申請するうちの今年度分というかたちになります。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。中村委員。
- 委員（中村純也） 農業委員会費のタブレットの件です。何に使うのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 こちらは、目的が農地の集約化を加速させるための目標地図

作成のためというかたちの事業でございます。実際の用途でございますが月例の農業委員会の現地調査、或いは窓口対応や打ち合わせ等、それから毎年8月に行われています農地パトロールでの使用を想定しております。

- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） タブレットは誰のためのものでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 農業委員さんの作業に資するためでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 目的は目標地図作成とおっしゃいましたか。それは何時出来るのですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 今現在、法制化が進められております市町村が策定する人・農地プランという中で10年後に目指すべき農地利用の姿を地図化するというふうなものでございますが、まだ目標地図作成のスケジュールというところはこれからでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 目標は地図作成であって、そっちの計画がないのに必要ですか。必要な理由は何ですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 そもそも目的は目標地図作成でございますが、私共としましては先ほど申しあげました農地パトロールでの使用等で先行して使いたいところもございますので、昨年度まで使っていましたACTABAに変わるものとして運用していきたいと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 地図策定の中のどの部分にタブレットが使われるのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 現地の境界確認等で使ったときに情報をその場で入力してもらったり、写真撮影したものを記録したりということが出来るようになります。それが目標地図の作成に活かされるようなかたちになります。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 目標地図の作成に必要な情報、データを集積するのにタブレットを使っていくことでよろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 はい。おっしゃる通りでございます。

- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 5台必要な理由は何でしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 農業委員さんたちにそれぞれ持って頂きたいところがございます。休憩をお願いします。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 農地最適化委員の2分の1というところから9人に対して5台というかたちで設定しております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 今回は10分の10で手配出来ていますが、役務費とか使用料は今後は一般財源になるのでしょうか。それとも補助対象でしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 はい。まだ時期が設定されていないのですが、当面は交付対象というかたちと聞いております。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 間伐のところで。100haの間伐を森林組合に補助金を出してやってもらっていると。これは間違いないですよね。で、その100haの全量を森林組合が直営で実施していますか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 年度によって変わります。直営でやったり下請けに出したりですが、本年度の事業については直営でございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 今年度の事業は直営ということで間違いないですよね。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 現状の計画では。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 先ほど事業が2分の1の補助ということで、今回931万5千円。これの減額ということなんで、この事業自体は1,800万円。その事業というような解釈でよろしいのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 はい。おっしゃる通りでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） タブレットの話です。先ほど話の中でACTABAの話がでてまいりましたが、ACTABAの使用に関してはどのようなことを想定

していますか。

- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 ACTABAにつきましては、昨年度まで使用しておりますが今年度は使用はしません。ACTABAで使って得たデータを新しいシステムの方にインポート出来ると考えておりますので、データを有効利用できることは可能だと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） SDCCの取り組みの一環だったと記憶しております。で、その、昨年度取ったデータは無料で我々は使って良いという認識でよろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 利用していただけるかなと思っていますので、また、ご相談いただければと考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） ご相談とは、誰が誰に。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 データとしてはCSV等で吐き出しているデータは私共の方で持っております。無料で使えます。
- 委員長（二ノ宮善明） 増田委員。
- 委員（増田祐二） データの権利はACTABAを開発した会社ではなく、我々側で持っているという認識でよろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 農林振興課長。
- 農林振興課長 ACTABAの方から既に吐き出してあるデータについては私共のもので大丈夫です。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 32 分 休憩

産業観光課の審査（第47号）

- 委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。次に産業観光課の審査を行います。
第47号議案の内の関係部分の審査になります。産業観光課長の説明を求め
ます。産業観光課長

（産業観光課長の説明）

- 委員長（二ノ宮善明） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありま
すか。中村委員。
- 委員（中村純也） 45ページの観光費、夏祭り補助金です。すその夏祭りな
んですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 時期の定めは要綱上ないものの、今のところはすその夏祭り
実行委員会を主に夏祭りとして開催をする予定でございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） これは市としてやりたいからやるのですか。それとも実行
委員会との兼ね合いでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 昨年度の3月に臨時実行部会を開催する中で、当初予算には
祭りとしての予算はついていなかったんですが、コロナも落ち着いてきてい
る状況を踏まえ、また近隣でも花火大会をやられている状況も踏まえて祭り
の主管である観光協会、実行委員かとも何かやっという意向を頂戴
しています。併せて村田市長にも面談の機会を頂いて要望しているところも
あって、今回、双方に、市としても実施していきたいというところまで
おります。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 市がやりたいのは、イベントをやりたいのでしょうか。そ
れとも夏祭りをやりたいのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 にぎわいの創出、交流人口の拡大という部分について、市民へ
の、コロナもありましたので、閉鎖的な気持ちを花火であったり祭りであっ
たり、そうしたイベントの中で、にぎわいの中で、活性化に繋げていきたく
というのが主たる目的となっております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。

- 委員（中村純也） 今回の補助金を出すのは、補助金の要綱があるその夏祭りの要綱を使ったというだけで、それを使ったイベントを時期は別だけどやるということによろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 お見込みのとおりでございます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 600万円の積み上げの根拠を教えてください。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 令和元年度まで実施した夏祭りの補助について1,400万円という補助事業出対応しておりました。その中から可能な限り精査していく中で、一番大きく掛かっている事業というのはシャトル、警備員です。そうした部分を削減した中で運動公園で出来るかというところもあるんですけど、主管である観光協会とも整理をしたうえで概ね600万円で事業実施をしていくということと、当初になかったものですから、1,400万円という補助事業をつけられるかというとなかなかそうはいかないというところも含みで算出しております。暫時休憩願います。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。産業観光課長。
- 産業観光課長 予算の案として補助金は600万円。協賛金で300万円。
- 委員長（二ノ宮善明） 暫時休憩いたします。
- 委員長（二ノ宮善明） 再開します。産業観光課長。
- 産業観光課長 先ほどは修正願います。改めて、全体事業費については1,200万円を見込んでおります。そのうちの2分の1の600万円という補助額になってきます。全体事業の内訳としては会場費で400万円、花火費500万円、需用費500万円、災害対策費500万円、主なものは電気設備工事費20万円というかたちの積み上げになってまいります。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 当初イベント事業に対して、行財政構造改革の策定もあつて止めていくということでしたけれど、イベント事業に対しての考え方は変わったのでしょうか。それともこれのみの話なのでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 今、イベントに対する注視すべきお祭りに関しては、この事業費を付けて実施していくというスタンスです。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） このイベント事業に期待する点は何処でしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。

- 産業観光課長 にぎわいの創出と交流人口の増加が主たる目的になってきます。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 特段、経済効果は見込んでないことでよろしいですね。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 従前の規模のまつり、イベントが出来れば相応な経済効果は当然生まれると思いますが、そこまでに持っていくところではないので、今回はスモールスタートというかたちの一つのチャレンジとしてイベントを実施していくというところでのにぎわいの創出というかたちになっております。
- 委員長（二ノ宮善明） 中村委員。
- 委員（中村純也） 行政側で必要だと思うのはコロナ禍、ウイズコロナのイベントの在り方をこれを機に考えていきたいということが目的でよろしいですか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 お見込みのとおりです。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑はありませんか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 運動公園でやっていた際の所謂にぎわいの創出という言葉からすると、今想定される会場の話が出ましたけども、その中で求められる、希望するような結果とか効果って生まれるんでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 従前のような効果というのは中々今回の予算の中では結果として出にくいところではありますが、これから新たにウイズコロナというところの時代の中で新たな場所で新たなイベントの仕組みで取り組んでいくところについては確実に一歩進んだ効果はみられるというふうに考えております。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） コロナが終息した後のことも踏まえるようなかたちで、これからの中ではこういうようなやり方になっていくのではないかとというようなことをある程度想定しながら今回はイベントをやろうということなんでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 お見込みの通りです。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。

- 分科会外委員（土屋秀明） 裾野市内の各地域、自治会等で夏になると夏祭り等が例年行われていますけれど、それについてはどのように、従前と同じようにやるのか、或いは、半分とか、やらないとか、何かそういうようなことってというのはもう既に把握をされている中での、こういうことなのでしょう
- か。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 各地区のお祭りの状況までのすべては把握は出来ておりません。
- 委員長（二ノ宮善明） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 市内の各地区でコロナが終息していないから集まりはよそうとういうような、そういうような体制の時に、仮にこういう仮称の夏祭りにしても、その時期が夏でなくても、さらに先に行くにしても、それってというのはそこまでのことをある程度掴んで先を見越さないとあまりにも、言い方は悪いですけど、市長がやりたいからということでやるようなじぎょうではないと思いますけど、その辺の把握ということは今後の中で並行して考えていくことなんでしょうか。
- 委員長（二ノ宮善明） 産業観光課長。
- 産業観光課長 コロナもこれで終息してくれるとは限らない部分もあるので、対策はやはり必要だというふうに認識しています。他の自治体の中で夏祭りをやるというところもありますけれど、市内の地区の祭りの状況についても同様に把握しながら対策は考えていきたいというふうに思います。
- 委員長（二ノ宮善明） その他ございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 分科会外委員の意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（二ノ宮善明） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で産業観光課の質疑を終わります。以上で産業振興部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 52 分 休憩

10時54分 再開

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。以上で予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

（協議の結果、自由討議は行わないこととした。）

討論・採決（第43号）

○委員長（二ノ宮善明） 再開いたします。ただいまから、本委員会に付託されました、第41号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第41号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第44号議案 裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第44号議案 裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては、来る6月21日の予算決算委員会で、分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る6月23日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

裾野市議会 予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会

令和4年6月15日（水）

9時00分 開会

○委員長（浅田基行） ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会 及び厚生文教委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第47号議案 令和4年度裾野市一般会計補正予算（第3回）の内の関係部分、及び、本委員会に付託されました、第38号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて、第43号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅田基行） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の拒否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出がある場合には、委員長がその発言の拒否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅田基行） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

教育部

- 委員長（浅田基行） ただいまから、教育部関係の審査に入ります。
教育部長の総括説明を求めます。教育部長。

（教育部長、説明）

- 委員長（浅田基行） 総括説明は終わりました。

生涯学習課の審査（第47号）

- 委員長（浅田基行） 初めに生涯学習課の審査を行います。第47議案のうちの関係部分の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。

（生涯学習課長の説明）

- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。
- 委員（井出悟） 49ページ、今説明頂いたところですが、特定天井の工法の変更ということで工事費が変更されていますけれど、今後、この予算計上に基づいて入札等の行為が行われと思うんですけど、今後のスケジュール等をお知らせください。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 入札につきましては、予算が認可されまして7月に速やかに入りたいとその準備を進めております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 当初の時には秋口ぐらい、10月とかという話だったと思うんですけど、今回7月に入ってくると、実際に工事が始まって、閉鎖がされて、またリリースがされるという。まあ全体工程っていうはどうなりましたっけ。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 全体工程につきましては入札が始まりまして、そのあと契約をとりまして、実際の施工に関しましては1月に入ってから施工になるかと考えられております。そのあと、実工事につきましては7月末まで、検査等は8月に入るかなと思います。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 その部分が24ページで説明された債務負担行為の令和5年度

分という認識で良いですか。

- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 おっしゃるとおりになります。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） この工事を入札するにあたって、ほかの案件でも出ているんですけども、工事部材の引き上げだとか、そういう工事の高止まりというのですか、そういうので影響が出るとか出ないとかということの想定だとか、それに対する対応みたいものはどのようになっていますか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 現時点では当初の施工部分からこれぐらいになるだろうというかたちで見ておりますので、大丈夫だろうとは推察しておりますが、昨今の事情があまりにも厳しい状態と聞いておりますので、注意深く見ていく必要があるかなとは思っています。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 当初予算で言われた時には多目的の特定天井対応プラス照明だったと思うんですけど、その時の特定天井の工法に対して凡そ半年ぐらい時期がずれているじゃないですか。再見積もりをかけて両方やるということになりましたけれど、その際に、昨年度くらいに見積もりをかけていた段階と乖離と言うんですか、そういうのは出ていますか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 再見積もりをお願いするにあたって、工事業者の方から現在の施工に関しましては長く同じ価格を維持することは難しい状況にあるよと聞いております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 僕もそこが気になったので、今回8月入札で1月工事というときに、見積もりと施工タイミングが更に4か月くらい離れるわけじゃないですか。工事金額とかに影響をしないような感じになりますか。暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 こちらにつきましては、積算の条件に対してこちらの方で単価を入れるものになりますが、部材の関係のものは入って来たり、来なかったり。金額が上下したりというかたちで見えないので、実は厳しいというような話を聞いております。それが一般の部分に関しましても公共の工事にも影響する、部材が入らないことについては同じと考えられます。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。

- 委員（井出悟）　そういう話であると、例えば、来年1月の工事というのは確か成人式等を配慮してという話は言われたと思うので、それを逆算して施工に入る最短の部分で入札行為をするということも考えられると思うんですけども、そのような検討とか庁内協議の状況はありますか。
- 委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行）　再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長　工期につきましては、施工以外の要素。例えば成人式もそこで出来ないかなということも踏まえながら工期も考えております。
- 委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行）　再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長　1割ほどを見込んでいます。
- 委員長（浅田基行）　土屋委員。
- 委員（土屋秀明）　当初予算審議から3か月ほどで、ここについては当初予算審議の委員会の中でも色々な意見が出ました。今回、他目的ホールから大ホールの方に工事の内容も含めて変えた利用というのは何でしょうか。
- 委員長（浅田基行）　教育部長。
- 教育部長　2月議会におきまして当初予算のときに議会からも意見を頂きました。それをもちまして庁内、市長、副市長も含めて検討をしてまいりました。その際、文化センター大ホールが使えない文化センターの存在意義につきまして市長から指示がありまして、再度検討して、大ホールが使える状態で最低限の手を入れる工事をするという中で、大ホールの天井落下防止工事も実施することになったものでございます。
- 委員長（浅田基行）　土屋委員。
- 委員（土屋秀明）　今月の最初の日曜日ですか。文化協会の記念式典が確か開かれるのですけれど、先ほどの部長の答弁の中で、3月の審議の際の議会側の意見等も含めてということですのでけれど、それ以外の、大ホールを主に使用している組織とか団体の方からは使えるようにというような意見は特に無かったですか。
- 委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行）　再開します。教育部長。
- 教育部長　そういう団体から意見は頂いておりません。
- 委員長（浅田基行）　土屋委員。
- 委員（土屋秀明）　行財政構造改革で今回の文化センターも含めて色々なものに手を加えるという中で、5年間大ホールを使わないようにという考え方だったですね。工事はこうなんですけれど、大ホールを5年間使わないようにという、当時決めたということは、維持管理費も含めて経費を少なく抑

えようということが当然あったと思うんですけど、工事の後になりますと当然ながら今までの使わないということではなくて、天井の工事が終わったのちには文化センターは以前と同様に使用するという、そういう考え方だと思うんですけど、確認をしたいと思います。

- 委員長（浅田基行） 再開します。教育部長。
- 教育部長 議員のおっしゃる通りでございます。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 委託料と工事請負費が 9,200 万円と 4,700 万円ありますが、内訳を教えてください。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 委託料につきましては全て建設監理委託の委託費になります。工事費につきましては多目的及び大ホール、これを同時に施工したかたちの工事費となっておりますので、別々の算定というかたちではございません。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 別々の算定ではないって、大ホールは幾ら、多目的ホールは幾ら出てないですか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 施工監理、共通仮設費等の部分がございますが、そちらに関しまして分けてあります。多目的ホールにつきましては、税込みの価格で 765 万 9,300 円。大ホールに関しましては 1,787 万 6,100 円という計算が出ております。これが委託費になります。特定天井の工事につきましては 2,780 万 100 円が多目的ホール。大ホールにつきましては 9,104 万 3,700 円が大ホールの工事費としてみています。失礼いたしました。訂正があります。これは舞台照明の方でした。間違えました。訂正させていただきます。監理委託費につきましては、多目的が 176 万 1,100 円。大ホールにつきましては 610 万 3,900 円です。訂正させていただきます。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） さっき工事費、大ホールが 9,104 万円とか多目的が 2,780 万と聞こえましたけど、工事請負費 4,700 万円だよ。その辺は何か色々あるの。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 債務負担行為を含んでいる、令和 5 年度分の債務負担行為を含んでいる分になります。

- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 工期を1月から7月末或いは8月まで掛かるという話だったのですが、それぞれ多目的ホールと大ホール、それぞれ何かわかりますか。まだこれから。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 細かい工程については契約業者との打ち合わせになりますが、私たちの方では同時施工をみております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 1月という話がありましたけれど、1月の中旬までは多目的ホールも大ホールも使えるということで良いんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 1月の前半を過ぎましたら直接の工事には入りたいと思っています。準備工、所謂、資材の調達はまた別です。契約は前になります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 市民の利用に関してはどうでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 現在では決めておりませんが、大ホール自体は1月の前半までは使用可能というかたちになります。条件につきましては、これから検討するかたちになります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 多目的ホールはどうなるんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 多目的ホールは大ホールのように、もともとの準備の必要が少なくなってくるので、こちらについては指定管理者等とも協議しながら開放が出来る部分については開放していきたいと考えております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） だから使えない日がいつから始まるのか、或いは開始が始まるのは判らないんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 まだ、はっきりとは判らない状況です。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 天井の工事が文化センターの他の施設、会議室とか展示室とかへの影響は無いんですか。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 大ホールの工事に関しましては他の会議等への影響は考えておりません。

- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 多目的ホールは。
- 委員長（浅田基行） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 同じようなかたちで考えておりません。
- 委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 分科会外委員の質疑はありませんか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 一点だけお伺いしたいんですけれども、本来、天井の落下する危険性があるから大ホールを使えなくします。ということだったです。防止ネットの工事が完了しなければ、危険だから本来は使わないんじゃないですか。何か使うという方法の議論がされていますけれど、本来のことを考えたら使用が出来ないってことではないのでしょうか。その辺、どうお考えですか。利用者の安全を考えた場合。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほども言葉を濁しながら話をさせていただいた部分もありますが、大ホールについては検討していますとか、多目的については協議しながら使わせる方向も考えます。という話をさせてもらったかたちになりますが、基本は当初の予定期間は申し込みを禁止しています。その必要性等を考えまして条件等というのが市の行事に関するものとかそれらに関しての部分でどうしていくかを検討をしていく必要があるかなと考えている次第です。
- 委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で生涯学習課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 31 分 休憩

教育総務課の審査（第47号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、教育総務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内の関係部分の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 47ページですけども、寄附による様々な施策というか、非常にありがたいことですけども、これをやる際に毎回委員会の審査の中で多分出ていると思うんですが、その寄附を充当していますよだとか、寄附されたことによって実施出来ている事業ですよとか、そういうような表示はしないんですか。というのが毎回出ているんですけど、今、そのような意見に対してどのような対応がなされているのでしょうか。

○委員長（浅田基行） 教育総務課長。

○教育総務課長 特に寄附によりというような、そういった表示はしていませんが、学校の中でこういったものを寄附でして頂いていますというような話を学校の中ではして頂いていますので、子供たちそれから父兄の方には充分周知は出来ているというふうに考えております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 具体的にどのような対応になっているか。今回ここだけですけれど、全体的に深良とかもやられていると思うので、どのようになっていますか。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行） 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 学校にはこういったものを頂いたということは担任の先生を通じて子どもたちにお話をして頂いていると伺っております。中には学校のお便りの中にも表示をしている時もあるということも伺っておりますので、毎回毎回出しているかというのと、また色々あるかと思いますが、そういったお話は子供たちを通して話をして頂いていると伺っております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 暫時休憩願います。

- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。
- 委員（井出悟） 例えば今回、47 ページで言えば赤松の保護委託とかあったときに、そういうものが、恐らく、寄附をされる側の意向とかを伺っているはずなので、それをちゃんと表示して工事がされるとか、若しくは、そういう意向を受けて図書を購入されたものが表示されるとかということを積極的にやるべき立場というか姿勢が必要じゃないかと思うんですけど、そういう検討はされないのですか。
- 委員長（浅田基行） 教育部長。
- 教育部長 今、議員からのご意見、ご指摘がありました。学校に関わらず社会教育施設に対しても寄附等を頂いております。その事業について、そういった寄附による事業を実施しておりますというような表示について今後検討していきたいという風に考えております。
- 委員長（浅田基行） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 寄附の関係ですけど、私が知っている限りでは単年の話でなくて連続、かなりの年数続いているんですけども、寄附をしている団体も慣例的というようなかたちで毎年こうしているのですけれども、受けた寄附金でどういう図書を購入したとか、或いは年間にこのように利用されますよというようなことを寄附元、須山振興会の方に返しているというようなことはあるのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 教育総務課長。
- 教育総務課長 寄附を戴く前にはこういった事業に使いたいので寄附をお願いしたいというような要望書を学校側から寄附を戴いております須山振興会の方には出しているというようなかたちをとっております。しかしながら、その後図書を、どういう図書を買ったのかというような部分について報告しているかどうかというところまでは、こちらで調べておりませんので、そういった部分を含めて寄附を戴いている須山振興会の方とも話をしながら、こういった報告をしたら良いのか、というような検討をしていきたいと思えます。
- 委員長（浅田基行） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 課長の最後のところも意見として言おうと思っておりますけども、寄附をする側にとってどういうようなことで確認をしたいかということで、ちょっと意見を聞いて、それからすぐに対応をしてもらいたいと思えます。休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。他は。小林委員。

- 委員（小林俊） 赤松の保護なんですけれども、5,116万7千円のうちの40万9千円は一般財源ですか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 赤松の保護の委託の部分については、今回補正します40万9千円のみとなります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 委託料は色々な項目があるということなんですけれども、委託契約は1本ですか。
- 委員長（浅田基行） 教育総務課長。
- 教育総務課長 赤松の保護の委託に関しては1本の契約になります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 赤松保護も含めて1本ですか。
- 委員長（浅田基行） 教育総務課長。
- 教育総務課長 こちら様々な委託がございますので、この5,000万円というものは何本もの委託に分かれています。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 赤松保護の対象になっている樹木は量としてはどれくらいあるのですか。
- 委員長（浅田基行） 教育総務課長。
- 教育総務課長 須山小学校正門横の両側に赤松が立っています。この赤松ということで2本の赤松が対象となっております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 具体的には樹木医をお願いして見てもらうとか、そんなふうな内容になるのですかね。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 こちらの施工に関しては、造園会社に委託になろうかと思えます。その設計の中には樹木医の指導等も入っておりまして、樹木医に相談しながら進めているという状態でおります。
- 委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺いま

す。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で教育総務課の質疑を終わります。以上で教育部関係の質疑を終わります。暫時休憩します。

9時46分 休憩

健康福祉部

- 委員長（浅田基行） 再開いたします。次に健康福祉部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。

（健康福祉部長、説明）

- 委員長（浅田基行） 総括説明は終わりました。

健康推進課の審査（第47号）

- 委員長（浅田基行） 初めに、健康推進課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の後の関係部分に関する審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長、説明）

- 委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。
- 委員（井出悟） 43ページの保健衛生総務費の関係です。赤十字の医療機器整備の補助金は補助要綱で見て確認できるのですが、医師会の交付金、歯科医師会の交付金って確認出来ないんですけど、算定の根拠だとか、先ほど一病院当たりとかって出てましたけど、その数字を決めている何か。由来とか根拠というか、何か、どういうふうになっているんですか。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩でお願いします。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 医師会からの要望額が一番の主な理由となっておりますが、医療機関での必要額を課内で調整しながら決めております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 赤十字の部分では整備補助金の要綱を使って手続きを取って処理されると思うんですけど、医師会の部分もこの補助金要綱が設定はさせているんですよね。ちょっと歯科医師会は見当たらなかったんですけど。この補助金要綱を使った補助にしていないというか、こっちだけ交付になってい

る考えはどういうものによりますか。

- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 医師会、歯科医師会にしても裾野市保健事業協力交付金の交付要綱に基づきまして支払いをしております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） ちょっと見つけられなかったのが判りました。医師会の交付部分は補助交付金の要綱を使って、赤十字の方は整備補助金の方で、整備なので様々な必要な資機材を含めていることだと思うんですけど、切り分けている理由とかは何かあるんですか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 元々医師会、歯科医師会の方に関しては、毎年、医師会に対して130万円。歯科医師会に対して50万円の交付金をその交付要綱に基づいて支払いをしております。で、その内容を膨らめつつ、有効に医療機関で使って頂くという目的で片方の医師会の方は支払いをしております。で、赤十字病院につきましても既に元々ありました医療機器の整備等の補助金交付要綱がございましたので、そちらを膨らめるかたちで今回運用が出来るようにしております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 新型コロナの対応をしなければいけないという必要性は理解しているので、それを前提なんですけれども、今後こういうアフターコロナがどういう状況になるか判らない中で、国の地方創生交付金を使うための補助金の要綱なり、交付金の要綱なりというのを必要であればしっかり考えていくというのかな、緊急時は当然今の仕組みでいかにやるかって、それは合ってしまうのかなと思うんですけど、長引いてきているときにこういう状況がいつまで続くんですかというのは何かお考えはありますか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 アフターコロナの医療機関等との対応につきましては、今後庁内、医師会とも調整をしてみたいと思います。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 子宮頸がんですけど、ワクチンですけども。キャッチアップ事業の説明をされました。キャッチアップ事業の対象者をどういうふうに想定してその償還はどうなっているのか、仕組みを聞かせて下さい。暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

- 委員長（浅田基行） 再開します。キャッチアップの期間が長いので、もう既に裾野市に居ない方とかも含まれてくるんじゃないかと思えますけど、その部分のキャッチアップの体制若しくは周知の態勢はどのようになっていますか。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 キャッチアップの事業については2種類あります。一つは積極的にワクチンを接種して頂くことになりますので、そちらについては対象となる全員の方に通知を差し上げます。で、もう一種類は償還払いの制度になりますので、そちらについては広報等を通じて対象となる方に周知をしていきたいと思っています。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 接種の対象者、平成9年4月から20年4月だけれども、積極的に管掌する対象者は、例えば令和4年4月現在で裾野市に在住の方とか、各自治体に在住の方が各自治体においてやられるんだよということによろしかったんでしょうか。確認です。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 おっしゃる通りです。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 自費で払った償還払いの件は、平成9年から20年の間に裾野市外に住んでいても、今、裾野市に住んでいる方は裾野市に提出すると、要は現在の居住地のなかで償還払いの精算をすることによろしかったですか。確認です。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 現在の居住地ではなくて、令和4年4月1日に裾野市に住所登録がある方という、限定になります。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） ということは、償還払いの方はこの期間内に裾野市、打ったときに裾野市だったよというのが前提で、・・・休憩して下さい。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。
- 委員（井出悟） 例えば、接種は裾野市外で接種していたとしても、令和4年4月に住んでいる裾野市で、例えば長泉町だ沼津だ愛知だというときに、そこで償還払いの手続きをして下さいということの良いんですね。

- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 おっしゃる通りです。
- 委員長（浅田基行） 他は。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 子宮頸がんワクチン、当然、国の考え方で色々変更されてきているんですけど、新型コロナウイルスが感染症なんですけれど、国費がここに何も手当されていないというのは、これは最初の部分は国からの金も入ってきたんだろうけど、ある程度の年数が経ったらそれが来ないというようなことなんでしょうか。単純に。国費がなぜ入ってこないのかなという。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 コロナワクチンのような国費の入り方ではなく、こちらは地方交付税の対象の事業となっています。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） キャッチアップが3年間で令和4年までって聞こえたんですけど、それで正しいですか。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 説明のところで令和4年度と申し上げたようでした。訂正いたします。令和6年度までの3年間の実施となります。失礼いたしました。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 対象人数はどれくらいあるんでしょうか。現時点で。
- 委員長（浅田基行） 健康推進課長。
- 健康推進課長 定期接種につきましては今年度中学校1年生から高校1年生の4学年の方が936名。それからキャッチアップで今まで受けられなかった方が凡そ1,900名程度、で、償還払いにつきましては受けていたのかいないのかというのが、定期の接種ではないのでこちらで把握が出来ていない関係で、償還払いの対象数については未知数になっております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） この償還金は予想はどれくらい必要ですか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 キャッチアップの償還払いにつきましては、扶助費として20人分、1回のワクチン接種で3回、一人当たり4万3,100円、税込みになりますのでそれを20人分想定しております。
- 委員長（浅田基行） よろしいでしょうか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 分科会外委員の質疑はありませんか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 接種料の償還金の関係なんですけど、医療機関

で領収書を再発行しませんという病院がかなり多いと思うんですよ。そう
なると・・・暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行） 再開します。土屋委員。

○分科会外委員（土屋主久） 償還払いの関係なんですけれど、領収書を無く
してしまった方への対応はどのように考えているか伺いたいと思います。

○委員長（浅田基行） 健康推進課長。

○健康推進課長 最終的に提出していただく書類についてはまだ確定はしてい
ませんが、領収書以外にも母子健康手帳ですとか、予診票の写し等、接種
をした内容が判るものでも代用は可能なように準備はしてまいりたいと思
います。

○委員長（浅田基行） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終
わります。これより、第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺いま
す。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見
を終わります。以上で健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩いたしま
す。

10 時 19 分 休憩

介護保険課の審査（第 43 号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、介護保険課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 43 号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。

（介護保険課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。

○委員（小林俊） 今、市民に介護保険料の変更とかの通知が出されているかと思うんですけど、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（浅田基行） 介護保険課長。

○介護保険課長 変更通知は出しておりません。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 今出ている介護保険による通知を受け取ったのですけれども、それはどういうものでしたっけ。わかれば。

○委員長（浅田基行） 介護保険課長。

○介護保険課長 現在出しているのが均等化という、7月に本算定を行うのですが、それが多くなならないようなかたちで均等化というかたちの部分で出しております。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） これは減免措置が 1 年延長されたという解釈で良いですね。

○委員長（浅田基行） 介護保険課長。

○介護保険課長 はい。そうです。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） これは現条例だと 9 条の期限は 3 月 31 日で切れているじゃないですか。こういう状況になった理由とかありますか。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。

○介護保険課長 国からの正式通知が 3 月 14 日付けで来ております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） だとすると、条例が期限切れというかね。空白になる前に専決でやるべき案件じゃないのっていうことなのですが、その辺の議論とい

うか、どういう状況ですか。

- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。
- 介護保険課長 確かにそういう部分もございますが、7月に本算定というものがございまして、そこで金額等が決定されます。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 今回条例が可決されて変わるまでは、4月1日から条例可決日まで空白っていうか、適用除外になるのだけれど、それは影響ないってことですか。
- 委員長（浅田基行） 介護保険課長。
- 介護保険課長 令和4年度分に関しては問題ないんですけど、過年度分、前年度分とか令和2年度分に関しては該当であれば遡りで出来るようなかたちになります。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 今の部分をもう少し分かりやすく。遡りっていうのは。要は、暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。
- 委員長（浅田基行） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 令和2年度、3年度分に関しては減免対象にはなりません。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 今回は状況として判りましたけれど、こういう期限付きの条例で国からの知らせが3月十何日に来ているのであれば、今後の対応の仕方の部分って、今後もこういうかたちになるのか、何か考えありますか。
- 委員長（浅田基行） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 今回コロナの関係でころころと情報が変わってくる場合がございます。その都度、その都度判断をさせて頂くような格好になりますけれど、出来るだけ市民に影響がないようにこちらの方は考えていきたいと思っております。
- 委員長（浅田基行） 他はよろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 委員外議員委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第43号議案の質疑を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時58分 休憩

子育て支援課の審査（第47号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内容の関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 工事請負費の部分の単価の修正という話はわかりましたけれど、設計の内容という、それについて何か見直しとかされたとか、その辺の詳細はありますか。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 機能的には以前に説明していたものを想定した設計の内容となっています。ただ細部については、金額をなるべく圧縮するために昨年の何回かの入札のやり替えの時に簡素化ということはしています。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。

○委員（井出悟） 最初の設計に対してこの辺を見直したと、もし具体的に何か示せるものがあればお伝えください。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 大きなものにつきましては、区域内にトイレの設置予定していたのですが、トイレはすぐそばにあるということで計画から除外してあります。あと、細部の、例えば構造物がアールになっているものを直線に変えたりとか、そのようなかたちのものになっております。

○委員長（浅田基行） 他はよろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 分科会外委員の質疑はありますか。中村委員。

○分科会外委員（中村純也） 今のところの備品購入がありますけれども、購入する備品はどういったものでしょうか。

○委員長（浅田基行） 子育て支援課長。

- 子育て支援課長 館内の搬送型の放送施設とか、館内に使います液晶プロジェクター、そのようなものになります。
- 委員長（浅田基行） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 市内に保管してある児童館の備品とは重複しないものを購入ということによろしいですね。
- 委員長（浅田基行） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 昨年、北児童館から相当な量の備品類を引き上げております。こちらにつきましては台帳整理してありますのでそちらと重複しないものを購入しようと考えております。
- 委員長（浅田基行） よろしいですか。他、ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第47号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時15分 休憩

こども未来課の審査（第 47 号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、こども未来課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 47 号議案の内の関係部分の審査になります。こども未来課長の説明を求めます。こども未来課長。

（こども未来課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 41 ページです。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行） 再開します。井出委員。

○委員（井出悟） 例えば 41 ページの寄附金を充当する 50 万円の消耗品等の話もしかりですけれど、寄附金を戴いた事業に対してしっかり戴いた側として、しっかり示していくということを教育部の方でも申し上げて検討して頂けることなんで連携して色々今後のやり方を考えて頂きたいんですけど、お願いできますか。

○委員長（浅田基行） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 ご提案ありがとうございます。寄附につきましては様々なところから戴いているところがございます。場所、場所によってもかもしれません。全部を把握していないのですけれど、プレートを付けたり、色んなことで PR させて頂いているところがございますので、確認をさせて頂いてしっかりと PR 出来るようにさせて頂きたいと思えます。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 49 ページです。認定こども園の施設整備のところですけど、予算計上の時は一体でということで、現段階では分離して確認することですけど、分離して予算計上するということですが、分離したことによって上がった理由というのはもう一回教えて頂けますか。

○委員長（浅田基行） こども未来課長。

○こども未来課長 元々増改築で上限額というものがありますから、最初、一体でやったときには上限があります。それを今度、増築分と改築分で分けて申請をさせて頂いたんですけど、それによって増築分も満額・・・

○委員長（浅田基行） 課長。暫時休憩します。

- 委員長（浅田基行） 再開します。こども未来課長。
- こども未来課長 増築分と改築分で併せて申請した方が補助額の上限が上がったため補助金が増額となりました。分けて申請です。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 41 ページの沼信からの 50 万円の寄附で消耗品を買ったというのがありましたね。これは向こうの希望ですか。寄附する方の。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 沼津信用金庫様からの寄附の目的というのは新型コロナウイルス感染対策ということで戴いておりますので、こちらの方で使わせて頂きたいと思います。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 50 万円あれば何かまとまったものを買えるかなと思って、もったいないような気がするんですけど、そんなことはないですか。
- 委員長（浅田基行） こども未来課長。
- こども未来課長 これまでも交付金等を使ってカメラであるとか、換気のための機器なんか購入していますので、今回はこちらで使わせて頂こうかなと思っています。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 25 ページで、地方債の補正で整備事業費が、限度額が上がったじゃないですか。これは今回、49 ページの整備補助金の部分で上がる要因ってというのは何かありますか。暫時休憩願います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。こども未来課長。
- こども未来課長 補助要件の算定に当たっては、特に影響はありません。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。こども未来課長。
- こども未来課長 補助金の増額に伴いまして、財源の起債の部分についてもその分が増額になっております。
- 委員長（浅田基行） よろしいですか。他、ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第 47 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 47 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（浅田基行） 以上で、第47号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上でこども未来課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時29分 休憩

総合福祉課の審査（第47号）

○委員長（浅田基行） 再開いたします。次に、総合福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第47号議案の内の関係部分及び第38号議案の審査になります。初めに第47号議案の内の関係部分の審査になります。総合福祉課長の説明を求めます。総合福祉課長。

（総合福祉課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 見舞金の額が条例でも判らないので、内訳はどうなっているんですか。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 見舞金の方につきましては、遺族見舞金が30万円、亡くなられた場合です。重傷病を負った場合の見舞金は10万円となっております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） こういうことは無い方が良いという前提で聞くんですけど、この見舞金の積算根拠の件数というのは経年であり得る件数ぐらいの感じですか。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 令和元年度からの情報を警察の方から戴きました。実際にはゼロ件です。そのため死亡のための30万円と重傷病の10万円、併せて1件ずつというようなかたちで出しております。

○委員長（浅田基行） よろしいですか。他、ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で第47号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第47号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 以上で、第 47 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

総合福祉課の審査（第 38 号）

○委員長（浅田基行） 次に、第 38 号議案の審査になります。総合福祉課長の説明を求めます。総合福祉課長。

（総合福祉課長、説明）

○委員長（浅田基行） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。井出委員。

○委員（井出悟） 補足資料のところに、現行と改正案の内容で確認したいと思います。現行の 9 条では一時保護が適切だと判断した場合は遅延なく関係機関等にその要請をしなければならない。という規定になっているんですけど、改正案ではそういう、しなければならない。ところが中々見うけられないのですが、ここに至った検討の結果とか、何かそういう考えをお伝えください。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 裾野警察署とは既に協定を結んでおりますので、当初、関係機関というところに関しては警察署等。も中に入っていて、そこに関しては既に協定の中で完了しているというようなところで考えております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 関係機関に要請をしなければならない。というものの内容が 10 条でいうと、どこに当たるといふふうに見れば良いですか。要請をしなければならないというのは。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。総合福祉課長。

○総合福祉課長 第 10 条の一番最後に、その他の必要な施策を講ずるものとする。というふうにうたっております。で、そちらで今言ったような色んなものに対してここで出来るようにしていこうということで、このような書き方にさせて頂いております。

○委員長（浅田基行） 井出委員。

○委員（井出悟） 現行の条例がしなければならないということに対して、見栄えとして、緩くなったように見えるんですけど、そういうことはないということだね。しっかりしなければならない、義務的な。何て言うんですかね。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

- 総合福祉課長 こちらのほうは、逆に私たちは拡充したと考えております。
- 委員長（浅田基行） 井出委員。
- 委員（井出悟） 同様のことで、現行の11条も犯罪被害者等の情報に関して提供してはならない。ということで、やってはいけないよ。ということに対して、今回記載が変わっているのですけれども、そこも同様の考えということですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 その通りです。
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 概要書で重傷病見舞金。1月以上の傷病だということになっていきますけれど、これは具体的にはどういうケースを想定しているのですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 犯罪に巻き込まれてケガをさせられて病院の方で治療をなさったときに、病院の方から当然、1か月というような形で伺ったものに対してというようなかたちになります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 全治1か月というと、全治の何か定義が曖昧だと思うんですけど、例えば、入院1か月というのはほとんどあり得ないじゃないですか。だから全治1か月というとほとんど障害が残るような程度のケガになるような気がするんです。実際には色々あると思うんですけど。だから、10万円で高いとか安いとかという議論とは別に、この規定を規則で書いてあるんだよね。適用すると、適用例が無くなっちゃうんじゃないかと、そういう心配があるんだけど、そこんところの、実際の運用はどういうふうにやっていきますか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 病院からの診断書で判断するしかないというふうに考えております。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） それが紋切り型の行政と言っている訳。市民に寄り添ってないって。やっぱり場合、場合によって規則を曲げろとは言わないけど、この規則に、例えば市長が認める場合はこの限りでない。と書いてあるとか。そういうふうな弾力的な運用が出来るようになっているのだろうか。規則を見てないけど。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 その部分も含めまして先ほど井出議員からもご質問がありま

したとおり、その他の施策を様々活用させて頂いて、で、支援できるところは支援していこうというかたちで弾力性を持って対応していくという風なかたちで私たちは作り変えております。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） そのことは規則でどう書いてあるのですか。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 こちらのほうは規則ではなくて第 10 条の一番最後のところに、その他の必要な施策を講じるものとする。というところで、その中で弾力的に色んな施策が使えるものは全て使っていこうというところの書き方としてこのような書き方になっております。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 必要な施策を講ずる。ということと、この規則を弾力的に運用するということは可能なの。対応出来る。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 私たちは出来るというところで、職員とも打ち合わせをしています。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 10 条の書き方では、必要な施策は講ずるものとする。けど、規則にこうありますからダメだよという話が、あなたが居なくなったら出てきそうな気がするんだよね。人が変わったら。そこのところはどうやって担保するの。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 そのことにつきましては当然、規則よりも条例の方が上位の政策をうたう形になっていて、細かいところを規則ではうたっているのですけれども、その辺につきましても、職員の間で話をして、そのようなことが無いように今後、手順だとかそういうものの配慮の中で作り上げていきたいと考えております。

○委員長（浅田基行） 小林委員。

○委員（小林俊） 作り上げるって何を作り上げるの。

○委員長（浅田基行） 総合福祉課長。

○総合福祉課長 犯罪等の被害者がした場合、手順として警察・・・暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行） 暫時休憩します。

○委員長（浅田基行） 再開します。総合福祉課長。

○総合福祉課長 今後の細かい手順の中で設定をしていきたいと考えております。

- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） 手順の設定というのは、何か紙に書いたもので、この条例に付随して残るものはあるのですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 これからそれを作っていくと、紙に残したものを作っていくというような形になります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは法律だったら政令でやるとかということはあるけど、条例だったら規則でやるのが普通だと思う。その規則は今そういうふうにはなっていないと思うのですよね。その規則をちゃんと変えていきます。その規則に盛り込んでいきますという、そういう話。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 規則に書かれていることを行っていくための職員の手順になるので、そこまで書き込めないものですから、それは引き継いでいくということになります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） その引き継いでいくって、そういうものが一般的に文書としてこの条例の付随文書として残せる。残せるようにシステムが出来ているのですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 職員が異動するときに正式な引継書というものを作らなければならないことになっておりますので、その中にいれていくというようなかたちになります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） それはちょっと非常に、要は不確かだよ。人の努力に依存するというのは。私は規則に作りこんでいくべきと思うけど、それはそれとして。規則なんですけど、よその自治体の例をまねするわけじゃないのだけれども、例えば浜松なんかでは金額も多いし、それから性被害の場合の見舞金のようなものがあるんですよ。それはこの10条でもって何とかなる。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 その性被害がどのような性被害かということはちょっと多岐に渡ると思うんですけど、この条例の中でその性被害というものが該当するようであれば当然、見舞金も出るような形にもなりますし、対応はしていくというようなかたちになります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） そのことを手順書のようなものを書いていてくれるわけ。

- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 その辺はですから、細かいところにつきましてはこの条例と規則の中に突合させていただいて、それがまず対象になるかならないかというところから多分入っていくと思いますので、対象となればこの中の支援というものが実施されるという風になります。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） この重傷病見舞金は1月以上なんだけれど、PTSDなんかはどうなる。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 先ほどもお話ししましたとおり、医師の診断によるもので対象になるかならないかは判断させていただくようになりますので、その辺は私たちの中で判断をするということはありません。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） PTSDは傷病の範囲に入るといふふうに考えていますか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 この辺に関しましてはその時の状況によって、医師との様々な話の中でこの辺の対象になるかならないかというものの判断になると思います。ですから、なるとも言えませんし、ならないとも言えないと思います。
- 委員長（浅田基行） 小林委員。
- 委員（小林俊） PTSDって医師が診断書を作れるものなんですよね。で、診断書が出るんですよ。診断書が出ればカウントしますということを書いてくれば良いんだけど。そういう判断がなるかならないか判らないと言われたら、こういう風にけりますということも在り得そうなんだけれど。どうなんですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 当然、この1か月というものが犯罪の中で出てくれば対象となるという風に考えています。
- 委員長（浅田基行） よろしいですか。他、ございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 見舞金の支給の必要性を確認します。必要性は何か。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 暫時休憩願います。

- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。総合福祉課長。
- 総合福祉課長 この条例でも謳っております通り、必要性としましては、安全で安心して暮らせる地域社会の実現と。いうところで、市民が安心して暮らせるまちを造っていきたいというところで、その必要性を感じております。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 条例は元々あって、ここで見舞金が必要だというその必要性は何ですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 今までは理念条例でした。お金が出ないもので精神的に支援をしていきましょう。というものだったんですけど、ここで見舞金を支給することでご本人さんたちに、その後の生活の安定まではいきませんが、一部生活として使って頂けるお金が出せるというのは、ここでの改正、良くなった点だと思います。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。総合福祉課長。
- 総合福祉課長 現金の支給の必要性ということなんですけども、先ほどもちよっとお話いたしましたけれど、生活の基盤を少し安定してもらいたいというところと、それから市がこういうような制度を持っているということで、裾野市に安心して暮らせるというようなことを思って頂けるという。市民に思って頂けるような制度になったということは必要性としてあると思います。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 実態もないところで、特に求められているわけでもないのに見舞金を設定しているようにしか聞こえないのですが、なぜ見舞金が必要だと判断したのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 先ほどの話のとおり、令和元年度からのそういうものは特に無いんですが、過去にそういうような実績が無かったわけではなく、裾野市でも犯罪被害者の事件というものは発生しております。で、緊急時のそういうような対応又はその後の被害者等の支援というものを考えたときに、現金を支給したり、他の施策をその人たちに対応することは必要であると考えております。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 過去の経緯で見舞金が市民のためになるという状況

があったのでここで具体的な施策として出してきたということが理由ですか。

- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 その通りです。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 10条に各項を纏めたのはなぜですか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 先ほどもちょっとお話しましたとおり、今までバラバラであった市民への対応というものを10条に纏めたということと、それを拡充するというので、その一つの、10条の中で支援が判るような形に作り替えたというふうなことです。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 防犯に関わる指導だけ追記されていますけど、この理由は何でしょうか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 抑止をしていくことが必要になるということで、防犯というものはそのまま載せさせて載せております。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 見舞金の額についてですけども、なぜ規則の方で定めて、条例ではなく規則で定めたのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 通常、このような見舞金等を支給する制度という作り方は、通常、条例の方で支給しますと。で、規則の方で金額は幾らだよ。こういう場合に払うよ。というふうなつくりをするというのは原則的なつくり方であるため、そのようなつくり方にしております。
- 委員長（浅田基行） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 今回設定した額の根拠は何でしょうか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 県内の各市町の状況を見まして、その中で金額を設定しております。
- 委員長（浅田基行） 他はございますか。勝又議員。
- 委員外議員（勝又豊） 見舞金なんですけれども、申請してから受け取るまで、申請からどれくらいでもって受け取れるという想定をしているのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 総合福祉課長。
- 総合福祉課長 申請の時期がどの時期かによっても変わってくると思うので

すけれど、先ほどの話のとおり、ケガをされても全治1か月というようなものの、その診断書が出た時点から対応していくというふうなかたちになりますので、全部整ってから大体2週間ぐらいで出るようなかたちになります。

- 委員長（浅田基行） 他はございますか。勝又議員。
- 委員外議員（勝又豊） 1か月以上の診断書ということなんですけど、例えば診断書が出て1か月以上、完治まで1か月ということの診断書が出たけれど、実際は1か月掛からなかったという場合は、その辺、払い戻しとかそういうようなかちになるのでしょうか。
- 委員長（浅田基行） 暫時休憩します。
- 委員長（浅田基行） 再開します。総合福祉課長。
- 総合福祉課長 医師の診断書が出た時点で支給するようなかたちになっておりますので、その後、例えば早く完治したよというようなかたちであったとしても支給はさせていただきます。
- 委員長（浅田基行） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（浅田基行） 以上で第38号議案に関する質疑を終わります。以上で総合福祉課の質疑を終わります。以上で健康福祉部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時02分 休憩

14時03分 再開

○委員長（浅田基行） 再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

14時03分 休憩

（協議の結果、自由討議は行わないことに決定した。）

討論、採決

○委員長（浅田基行） 再開いたします。ただいまから、本委員会に付託されました第 38 号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 38 号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました第 43 号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 43 号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は、すべて終了いたしました。

予算関係の議案につきましては、来る 6 月 21 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る 6 月 23 日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

13時39分 開会

○委員長（内藤法子） ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。

本日の会議は、先の本会議において本委員会に付託となりました議案についての審査を行います。なお、付託されました議案は、6月10日開催の当委員会において分科会を設置し、それぞれ審査をいただきました。第47号議案及び第48号議案についてを議題といたします。はじめに第47号議案 令和4年度裾野市一般会計補正予算（第3回）の内の関係部分について、総務分科会における審査の報告を求めます。総務分科会委員長。

○総務委員会委員長（三富美代子） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、総務分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告いたします。分科会は去る6月13日に、委員7名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただきます、以下、概要について報告いたします。

「第47号議案 令和4年度 裾野市一般会計補正予算（第3回）」の内の関係部分について報告いたします。

市長戦略部関係では、財政課で、一般財源の不足による財政調整基金繰入金増額補正、児童福祉機能等集約事業費の増に伴う社会福祉事業基金繰入金増額補正など、戦略推進課では、移住・就業支援事業及びタクシー事業者支援事業による補助金の増額など、渉外課では、建築価格の上昇に伴う集会所建設事業費の増額補正、企業訪問等の増による企業誘致費の増額補正などの審査を行いました。

総務部関係では、行政課で、審査請求件数の増による情報公開事務費の増額補正、普通財産の売却手続き手数料の増に伴う普通財産管理費の増額補正など、税務課では、収入見込みによる入湯税の新設などの審査を行いました。

環境市民部関係では、危機管理課で、コミュニティ助成事業の採択による防災費の増額補正などの審査を行いました。コミュニティ課の審査では、自治振興費の増額補正などの説明に対し、質疑はありませんでした。

各課の質疑終了後、賛否に関する意見の有無を確認したところ、意見はありませんでした。

以上が、総務分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力賜りました皆様へ感謝を申し上げ、総務分科会委員長報告と

いたします。

○委員長（内藤法子） 総務分科会委員長の報告は終わりました。次に第 47 号議案 令和 4 年度裾野市一般会計補正予算（第 3 回）の内の関係部分について、厚生文教分科会における審査の報告を求めます。厚生文教分科会委員長。

○厚生文教分科会委員長（浅田基行） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、厚生文教分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要をご報告いたします。分科会は去る 6 月 15 日、委員 6 名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて、慎重な審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略をさせていただき、以下、概要についてご報告申し上げます。

「第 47 号議案 令和 4 年度 裾野市一般会計補正予算（第 3 回）」のうちの関係部分についてご報告いたします。

教育部関係では、生涯学習課で市民文化センター改修工事の実施内容変更による減額について、教育総務課では寄附による須山小学校の赤松保護委託、須山中学校の図書購入による増額について審査を行いました。

健康福祉部関係では、健康推進課で昨年度につづき、新型コロナウイルス感染症対策による医療機器整備等への増額についてや、積極的勧奨への切替えによる子宮頸がんワクチン接種事業などの増額について、子育て支援課では数回にわたる入札不落による旧いきいきホーム改修事業の増額について、こども未来課で認定こども園施設整備補助金見直しなどによる増額について、総合福祉課で犯罪被害者等支援の拡充による見舞金支給の増額について審査を行いました。

各課の質疑終了後、賛否に関する意見の有無を確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 47 号議案の内の関係部分の審査概要報告です。

以上が、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、厚生文教分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、厚生文教分科会委員長報告といたします。

○委員長（内藤法子） 厚生文教分科会委員長の報告は終わりました。次に第 47 号議案 令和 4 年度裾野市一般会計補正予算（第 3 回）の内の関係部分、第 48 号議案 令和 4 年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計

補正予算（第1回）、について、産業建設分科会における審査の報告を求めます。産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（二ノ宮善明） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、産業建設分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告致します。分科会は去る6月14日、委員6名出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求め審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただきます、以下、概要についてご報告申し上げます。

「第47号議案 令和4年度 裾野市一般会計補正予算（第3回）」について主な審査内容を報告します。

建設部関係

・建設管理課では、橋梁長寿命化事業費の減による大比羅橋の工事の影響、道路維持費の交通安全施設整備工事対象箇所の平松深良線標識設置に関連する工事費についての審査、及び地籍調査費の増額により岩波地域での終了見込み等の審査を行いました。

・建設課では、国の交付金の内示額の確定に伴う市道1-4号線舗装補修工事の減額について当初の予定工区への影響、及び当初予定区間工事の減長等について審査を行いました。

・まちづくり課では、裾野駅周辺整備費である国庫補助事業費増額による移転補償対象件数の変更、及び市側が考える国庫補助増額の理由等について審査を行いました。

産業振興部関係

・農林振興課では、美しい森林づくり基盤整備交付金の増による市単間伐事業の面積増加の考え、希望による計画区域の整備、委託先、補助率等についての審査を行いました。また、農地集積・集約化推進事業の増額については、農業委員会へのタブレット導入の活用方法と購入数の根拠等についての審査、アクタバの使用データ等の審査を行いました。

・産業観光課では、すその夏祭りについての実施予定時期、補助額の算出根拠、実施することによる経済効果等について審査を行いました。

質疑終了後、賛否に関する意見の有無を確認しましたが、意見はありませんでした。以上が第47号議案のうちの関係部分の審査概要報告です。

「第48号議案 令和4年度 裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第1回）」について主な審査内容を報告します。

建設部、ウーブン・シティ周辺整備課及びウーブン・シティ周辺整備推進監付の審査では、岩波駅周辺整備推進事業における企業版ふるさと納税の寄附金増

額があり、その増額理由及び、県外旅費の必要性、人員対象、積算根拠、視察により得た情報の共有方法等について審査を行いました。質疑終了後、賛否に関する意見の有無を確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 48 号議案のうちの審査概要報告です。

以上が、予算決算委員会 産業建設分科会に割り振られた事項の審査経過概要であります。

審査にご協力賜りました皆様へ感謝を申し上げ、予算決算委員会 産業建設分科会委員長報告とさせていただきます。

- 委員長（内藤法子） 産業建設分科会委員長の報告は終わりました。これより本 2 議案について分科会委員長報告に関する質疑、討論、採決を行います。第 47 号議案 令和 4 年度裾野市一般会計補正予算（第 3 回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第 47 号議案 令和 4 年度裾野市一般会計補正予算（第 3 回）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に第 48 号議案 令和 4 年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第 1 回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第 48 号議案 令和 4 年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第 1 回）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（内藤法子） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案に対する本日の審査は全て終了いたしました。

来る6月23日の本会議で、委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして本委員会を閉会いたします。

13時54分 閉会